

Ⅱ スポーツ少年団の組織と運営

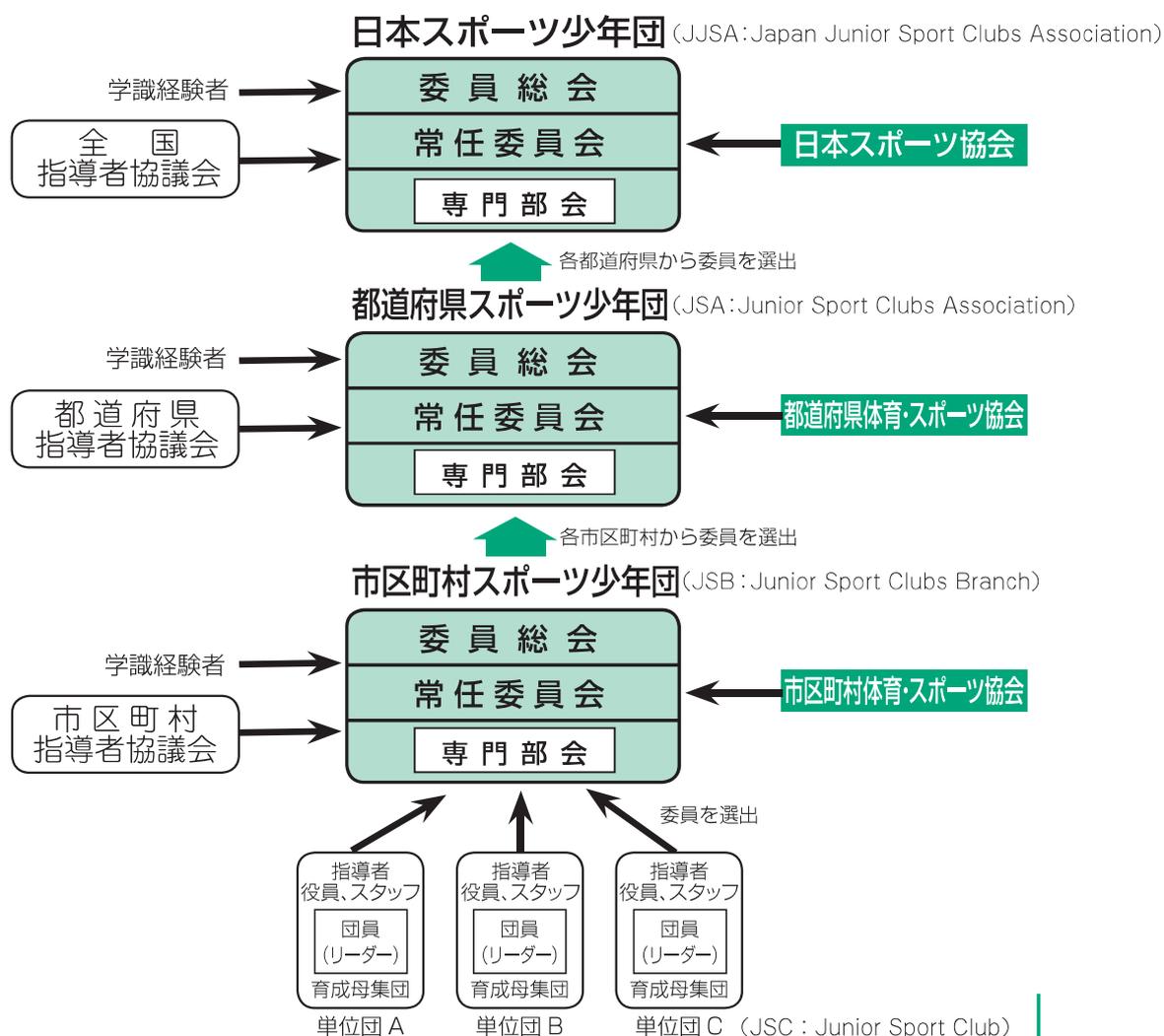
1. スポーツ少年団の組織

<スポーツ少年団の組織>

スポーツ少年団は、単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や専門部会を設け、直接的・間接的に単位団、団員、指導者、役員・スタッフおよび育成母集団を支援しており、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置しています。

また、スポーツを総合的に統轄する団体である体育・スポーツ協会や教育委員会等の地方行政機関とも連携して、青少年の健全育成に努めています。

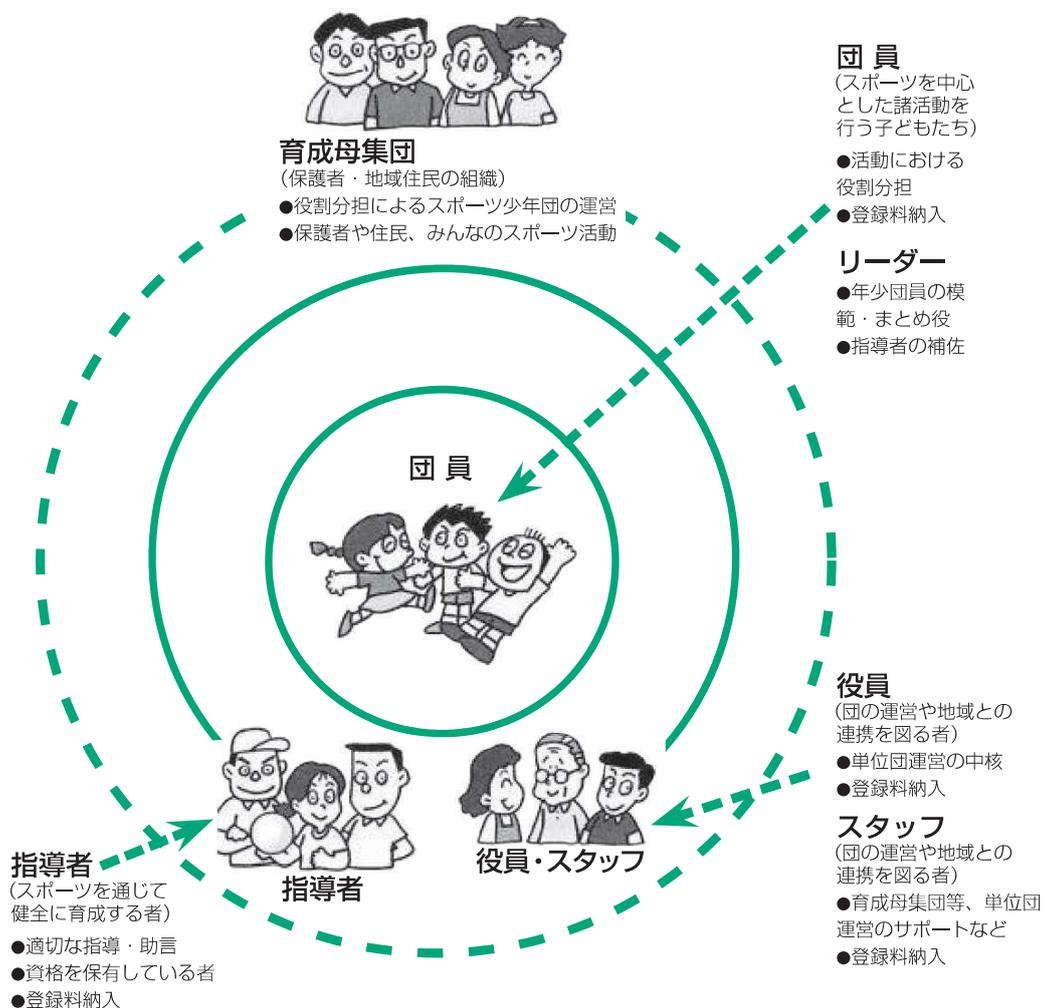
■スポーツ少年団の組織図



<単位団>

単位団は、自主的に参加した子どもたちと、単位団活動をより良くするために補助的な役割を果たすリーダー、適切な指導・助言で子どもたちの能力を引き出し、より良い社会人へと導くことができる指導者や役員・スタッフ、地域の中で財政面、活動面、人材面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団などの協力者（→P.30）が重要なメンバーとなり、はじめて組織として確立されるのです（規約の参考例→P.52）。

■単位団の組織



<市区町村スポーツ少年団>

地域の登録単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の団員や指導者等の登録をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、

新規団の登録や団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団の資質向上をはかる研修、国際交流活動への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

<都道府県スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村スポーツ少年団役員を中心に、都道府県体育・スポーツ協会役員や学識経験者などで運営されています。

市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー・指導者・育成母集団の育成や研修、ブロック大会・全国大会・国際交流への団員・リーダー・指導者・役員・スタッフの派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

<日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の内部組織となっています。

（主な主催行事は P.19 参照）

2. スポーツ少年団の登録

<スポーツ少年団の登録>

スポーツ少年団はメンバーシップ制をとっていて、単位団は年度ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が可能です。登録要件は次のページのとおりです。市区町村スポーツ少年団に登録した単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録されます。

単位団の登録は、毎年4月から7月の間にスポーツ少年団登録システムを用いて、所属する市区町村スポーツ少年団に申請・登録します。最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、各都道府県スポーツ少年団へお問合せください（→ P.60）。

登録した単位団には登録認定資料が交付されます（→ P.45）。

<日本スポーツ少年団の主な活動>

公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)日本スポーツ少年団では、都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団の協力を得ながら、さまざまな活動を実施しています。

下記にその主な活動の概要を紹介します。参加条件等の詳細については、「日本スポーツ少年団活動計画」(P2~7)をご覧ください。

1. 指導者養成・研修

(1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会

「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」の養成を目的に、2日間の日程で開催します。

(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会

「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター」の資質向上や情報交換等を目的に全国5会場、各会場1日の日程で開催します。なお、本事業は「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター」の再委嘱のために必要な研修です。

(3) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会

「JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)」の養成を目的として、満18歳以上の方を対象に都道府県ごとに開催します。委託コース(国庫補助事業)と独自コースを設けており、コースや会場、日程、参加料(委託コースは0円)については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

(4) ジュニアスポーツフォーラム

指導者およびリーダーの資質向上をはかり、スポーツに欠かすことのできない安全・安心な環境を整備することを目的に、スポーツ少年団登録者、ジュニアスポーツに関わる法律実務家・研究者およびJSPO公認スポーツ指導者資格保有者等が一堂に会し、開催します。

(5) アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)都道府県普及促進研修会

JSPO-ACPの理念、可能性および指導現場での活用法を全国的に周知・普及するとともに、子どもの指導に関するスキルアップを目的とした研修会を都道府県ごとに開催します。会場や参加料等については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

※2024年4月1日から公認スタートコーチ(スポーツ少年団)は公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)に名称を変更いたします。

2. 指導者協議会関係

(1) 全国スポーツ少年団指導者協議会

指導者の資質向上と情報交換を目的に、各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表1名の参加を得て開催します。

(2) ブロック指導者研究協議会 ※助成事業

全国9ブロックにおいて開催される指導者研究協議会に対して助成を行っています。

3. リーダー養成・研修

(1) シニア・リーダースクール

スポーツ少年団にとどまらず、地域において中核的な役割を担う青少年のリーダーを育成することを目的に、事前研修や全体研修(宿泊研修)、事後課題等を実施しシニア・リーダー資格の認定を行います。

(2) ジュニア・リーダースクール

リーダーの資質向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として都

道府県ごとに開催します。会場や参加料等については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

(3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会

リーダーの資質向上ならびに各都道府県リーダー会および全国的ネットワークの充実・強化を目指し、各都道府県のリーダー代表者およびリーダー育成担当者が参加する全国会議を開催します。

(4) ブロックリーダー研究大会 ※助成事業

全国9ブロックにおいて開催されるブロックリーダー研究大会に対して助成を行っています。

4. 国内交流

(1) 全国スポーツ少年大会

毎年7月下旬から8月上旬にかけて、3泊4日の日程で全国から団員・引率指導者計288名(最大)の参加を得て開催します。

(2) 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会

毎年8月上旬から中旬にかけて、3泊4日の日程で全国16チーム計256名(最大)の参加を得て開催します。

(3) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会

毎年12月下旬、3泊4日の日程で全国から女子48チーム計720名および男子10チーム計150名、合計870名(最大)の参加を得て開催します。

※令和6年度から開催時期を変更いたしました。

(4) 全国スポーツ少年団剣道交流大会

毎年3月下旬、2泊3日の日程で全国から団体戦48チーム計288名および個人戦96名、合計384名(最大)の参加を得て開催します。

(5) 全国スポーツ少年団ホッケー交流大会

毎年8~9月中旬、3泊4日の日程で開催します。

(6) ブロックスポーツ少年大会 ※助成事業

全国の各ブロックにおける団活動の活発化と交流活動の促進をはかるため、ブロックごとに都道府県の指導者および団員の参加を得て開催されるスポーツ少年大会に対して助成を行っています。

(7) ブロック競技別交流大会 ※助成事業

全国の各ブロックにおける団活動の活発化と交流活動の促進をはかるため、ブロックごとに各都道府県の指導者および団員の参加を得て開催される競技別交流大会に対して助成を行っています。

公益財団法人日本サッカー協会との共催である「JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会」は毎年12月下旬、全国から代表48チーム(最大)の参加を得て開催します。

5. 国際交流

(1) 日独スポーツ少年団同時交流(派遣)

毎年8月上旬から8月中旬にかけて、団員・引率指導者計100名(最大)をドイツに派遣し、研修を実施しています。

(2) 日独スポーツ少年団同時交流(受入)

派遣と同様に毎年7月中旬から8月上旬にかけて、団員・引率指導者計100名(最大)のドイツ団を日本に招き、研修を実施しています。

(3) 日独青少年指導者セミナー(派遣)

「日独スポーツ少年団指導者交流(受入)」と隔年実施しており、指導者10名(最大)を日本からドイツに派遣し、研修を実施しています。

(4) 日独スポーツ少年団指導者交流(受入)

「日独青少年指導者セミナー(派遣)」と隔年実施しており、指導者10名(最大)をドイツから日本に招き、研修を実施しています。

(5) 日中青少年スポーツ交流

中国と隔年で団員32名・指導者8名の派遣・受入を実施しています。

※本交流の参加対象者やプログラム内容の改善に向けて中国側へ協議・検討を依頼中。

6. 広報出版

(1) 情報誌「Sport Japan」

奇数月の10日(年6回)に発行し、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団に2部ずつお届けしています。

(2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」

スポーツ少年団を紹介するガイドブックおよび育成母集団研修会用教材として発行しており、各都道府県スポーツ少年団を通し、無償で配布しています。また、JSPO ホームページ上でも公開(PDF)しています。

(3) スポーツ少年団 PR リーフレット「スポーツは一生のトモダチ」

JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(4) スポーツ少年団年鑑「スポーツ少年団育成報告書」

各都道府県スポーツ少年団および一部関係団体へ配布しており、JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(5) リーダー育成マニュアル

ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダー育成の手引書として作成しており、JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(6) 広報活動ガイド

単位スポーツ少年団による自主的な広報活動をサポートするためのガイドブックです。

JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(7) 「アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)」ガイドブック

JSPO-ACP 都道府県普及促進研修をはじめとした JSPO-ACP 関連事業で使用します。
(有料販売)

なお、購入方法については標記研修会運営マニュアルをご覧ください。

(8) スポーツ少年団事業概要動画

スポーツ少年団の活動や各種事業について紹介する動画を作成し、JSPO 公式 YouTube で公開しています。

・組織概要編(公開中)

・リーダー養成編(公開中)

・指導者養成編(令和6年4月公開予定)

このほか、都道府県・市区町村スポーツ少年団活動の活発化をはかるため、助成金、委託金の交付を実施するとともに、団活動の活発化を図るための調査・研究、関係諸団体との連絡調整を行っています。また、各種需品の作成や標章(マーク等)の管理にも努めています。

<JSPO ホームページについて>

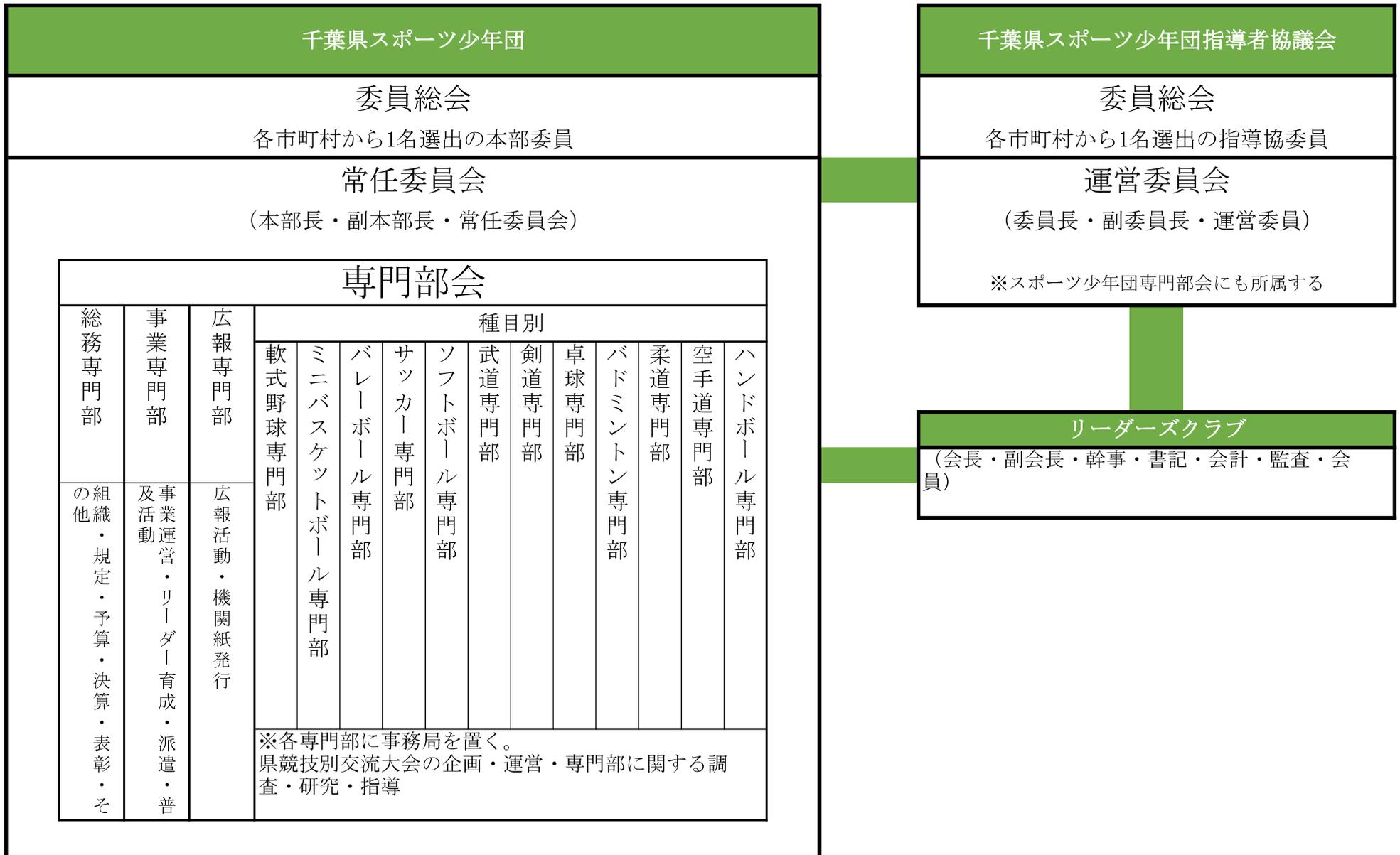
日本スポーツ少年団の主催事業、指導者・リーダーの養成などに関する詳細は、

下記 URL からご覧いただけます。併せてご活用いただければ幸いです。

URL: <https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>



千葉県スポーツ少年団 組織図



令和6,7年度千葉県スポーツ少年団本部役員・指導者協議会委員

地区	市町村名	本部	指導者協議会
千葉	千葉市	佐倉 和明	小川 光男
	市原市	石川 雅秀	石川 雅秀
船橋	船橋市	中野 誠	北村 寿
	市川市	宗像 洋文	宗像 洋文
	習志野市	高橋 保雄	秋穂 欣也
	八千代市	上田 和也	会田 智美
	浦安市	大滝 秀一	小林 隆司
東葛	松戸市	猪狩 浩	山本 由起子
	柏市	福原 卓夫	村松 喜美代
	野田市	岡田 正行	杉崎 忍
	流山市	吉開 幹大	吉開 幹大
	我孫子市	近藤 吉光	近藤 吉光
	鎌ヶ谷市	深田 隆雄	有山 高臣
印旛	佐倉市	木原 義春	大平 仁
	成田市	加藤 義昭	加藤 義昭
	四街道市	若林 修	若林 修
	酒々井町	藤崎 満	松本 文男
	八街市	前田 稔	山口 孝弘
	富里市	篠原 清勝	菅沼 邦夫
	栄町	弘海 達也	茨城 栄一
	印西市	荻原 健一	田嶋 正一郎
	白井市	井手尾 雄二	井手尾 雄二
香取	香取市	長谷川 謹二	間山 裕昭
	神崎町	高橋 弘哲	高橋 弘哲
	東庄町	石毛 政雄	多田 健一
	多古町	平山 邦雄	平山 邦雄

地区	市町村名	本部	指導者協議会
海匝	銚子市	笹本 恭央	田村 利克
	旭市	渡辺 弘巳	越川 哲哉
	匝瑳市	伊橋 健	太田 一徳
山武	東金市	中村 吉男	中村 吉男
	大網白里市	鈴木 正典	鵜澤 英輝
	九十九里町	加藤 一輝	松井 三夫
	山武市	今関 和男	今関 和男
	横芝光町	鈴木 照充	宮菌 博香
	芝山町	佐藤 知香	藤川 リカ
長生	茂原市	古作 俊夫	船見 健治
	一宮町	渡邊 浩二	久我 富子
	白子町	渡邊 昭	渡邊 昭
	長柄町		
	長南町	糸井 仁志	鈴木 弘
	睦沢町	海老根 正明	田嶋 真司
	長生村	矢部 高成	秋葉 幸彦
夷隅	勝浦市	板橋 政臣	板橋 政臣
	大多喜町	杉村 泰彦	高田 秀夫
	いすみ市	鈴木 浩司	鈴木 浩司
	御宿町	塩入 健次	塩入 健次
安房	館山市	松坂 誠一	押本 一美
	鴨川市	今井 翔	高橋 幸弘
	鋸南町	池田 勝	池田 勝
	南房総市	平柳 勝彦	平柳 勝彦
君津	木更津市	重田 紀元	重田 紀元
	君津市	本村 雅寛	池田 健司
	富津市	吉本 充	石井 利夫
	袖ヶ浦市	渡辺 治	渡辺 治

令和6.7年度千葉県スポーツ少年団常任委員

役職	氏名	選出区分	担当専門部
本部長	北林 栄峰	スポーツ協会理事	
副本部長	大目 智志	スポーツ協会理事(県小中体連会長)	
〃	茨城 栄一	指導協委員長	
〃	吉本 充	学識経験	
常任委員		スポーツ協会理事	
〃	石川 雅秀	千葉地区(市原市)	
〃	中野 誠	船橋地区(船橋市)	
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	
〃	前田 稔	印旛地区(八街市)	
〃	長谷川 謹二	香取地区(香取市)	
〃	笹本 恭央	海匝地区(銚子市)	
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	

役職	氏名	選出区分	担当専門部
常任委員	古作 俊夫	長生地区(茂原市)	
〃	板橋 政臣	夷隅地区(勝浦市)	
〃	松坂 誠一	安房地区(館山市)	
〃	重田 紀元	君津地区(木更津市)	
〃	前浪 祐吾	指導協副委員長	
〃	北村 寿	指導協副委員長	
〃	篠原 清勝	指導協副委員長	
〃	山本 義一	学識経験	
〃	有山 高臣	学識経験	
〃	五月女 重夫	学識経験	
〃	馬場 宏輝	学識経験	
〃	青野 光禎	種目別専門部(卓球)	
〃	池内 実	種目別専門部(剣道)	
〃	麻野 貴宏	県高等学校体育連盟事務局長	
〃	釜谷 健太郎	県教育庁教育振興部保健体育課	
〃	田村 美有	リーダーズクラブ会長	

令和6.7年度千葉県スポーツ少年団指導者協議会運営委員

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
委員長	茨城 栄一		
副委員長	前浪 祐吾		
〃	北村 寿		
〃	篠原 清勝		
運営委員	石川 雅秀	千葉地区(市原市)	
〃	宗像 洋文	船橋地区(市川市)	
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	
〃	山口 孝弘	印旛地区(八街市)	
〃	間山 裕昭	香取地区(香取市)	
〃	越川 哲哉	海匝地区(旭市)	
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	
〃	船見 健治	長生地区(茂原市)	

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
運営委員	鈴木 浩司	夷隅地区(いすみ市)	
〃	押本 一美	安房地区(館山市)	
〃	石井 利夫	君津地区(富津市)	
〃	有山 高臣	学識経験	
〃	重田 紀元	学識経験	
〃	五月女 重夫	学識経験	
〃	中村 好男	学識経験	
〃	池田 健司	学識経験	
〃	五月女 俊仁	学識経験	
〃	北村 夏子	学識経験	
〃	田村 美有	リーダーズクラブ会長	

千葉県スポーツ少年団規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条の規程に基づき設置された千葉県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。
- 第2条 本団は、市町村体育協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって組織する。

第2章 目 的

- 第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成指導に努め、その活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
 - (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
 - (3) スポーツ少年団の育成と指導援助に関すること。
 - (4) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成に関すること。
 - (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
 - (6) スポーツ少年団の全県的行事に関すること。
 - (7) 日本スポーツ少年団が主催する諸行事及び全国的スポーツ諸行事への参加協力に関すること。
 - (8) 関係団体との連絡調整に関すること。
 - (9) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
 - (10) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第5条 本団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本協会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

- 第6条 本団への加入は、市町村スポーツ少年団を経由して行い、日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。
2. 前項の登録は、毎年度更新するものとする。
 3. その他、登録に関しては、日本スポーツ少年団が定めるスポーツ少年団登録規程によるものとする。

第5章 役 員

- 第7条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 若干名
 - (3) 常任委員 若干名
 - (4) 委員 若干名
- 第8条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本

部長、役員の中から1名を選出する。

2. 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する市町村スポーツ少年団から前項に従って選出する。
- 第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し、本協会理事会の承認を得て本協会理事長が委嘱する。
2. 前項のほか本協会理事長は、本協会スポーツ少年団担当理事のうち1名を副本部長に委嘱する。
 3. 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。
 4. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
 5. 本部長、副本部長は就任と同時に常任委員となる。
- 第10条 常任委員は、委員総会で次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。
- (1) 本協会スポーツ少年団担当理事
 - (2) 委員の中から別表1に定める地区ごとに1名、互選による者 地区代表者
 - (3) 本部長が指名する、本団指導者協議会役員及び学識経験者 若干名
2. 地区代表常任委員は各地区を統括し本団事務局と連携し、各種事業の地区内での調整に努める。
- 第11条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
2. 役員に欠損を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員は任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第12条 本団に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の決議を経て、本部長が委嘱する。
 3. 顧問は本部長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

- 第13条 常任委員は、常任委員会を構成し、本団の団務を審議執行する。
2. 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し議長となる。
 3. 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なく常任委員会を招集しなければならない。
- 第14条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
2. 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決定

し、可否同数のときは議長が決定する。

3. 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第15条 委員は委員総会を構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。

2. 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。
3. 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 委員が委員総会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 本協会の代表理事、専務理事、各委員長は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務・事業専門部会
 - (2) 種目別専門部会
 - (3) 広報専門部会
2. 前項の他常任委員会の決議を経て、必要な専門部会を設けることができる。
 3. 専門部会の規程は、常任委員会の承認を得て別に定める。

第8章 指導者協議会

第19条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会の組織、事務等については、常任委員会の承認を得るものとする。

第9章 リーダーズクラブ

第20条 本団に次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダーズクラブを置く。

2. リーダーズクラブの組織、事務などについては、常任委員会の承認を得るものとする。

第10章 会計

第21条 本団の会計は、本協会の定款及び経理規程の定めるところによる。

2. 本団の経費は、指導者と団員の登録料及び日本スポーツ協会補助金、その他をもって充てる。

第11章 事務局

第22条 本団の事務は、本協会事務局で行う。

第12章 本規程の変更

第23条 この規程は、常任委員会及び委員総会で出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

- 1 この規程は、公益法人千葉県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 平成31年4月1日 一部改訂

別表1 (地区区分表:11地区)

千葉	千葉・市原
船橋	船橋・市川・習志野・八千代・浦安
東葛	松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷
印旛	佐倉・成田・四街道・酒々井・八街・富里・栄・印西・白井
香取	香取・神崎・東庄・多古
海匝	銚子・旭・匝瑳
山武	東金・大網白里・九十九里・山武・芝山・横芝光
長生	茂原・一宮・白子・長柄・長南・睦沢・長生
夷隅	勝浦・大多喜・いすみ・御宿
安房	館山・鴨川・鋸南・南房総
君津	木更津・君津・富津・袖ヶ浦

7-④パスワードロック状態のリセットに関する仕様変更

△ログインに失敗した場合、以下の可能性が想定されます。

スポーツ少年団登録システム

1020100001

.....

アカウントがロックされています

パスワードを表示する

一定回数失敗した場合はログインできなくなります

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[ログインがうまくいかない場合はこちら](#)

[よくある質問 \(単位団向け\)](#)

[前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法](#)

- ①ログインIDが誤っている
 - ・アカウント発行メールの宛名欄に記載されている数字10桁のログインIDを再度ご確認ください。
- ②アカウントにロックがかかっている
 - ・ログインに10回以上失敗すると、アカウントがロックされ、ログインができなくなります。
※ロックは30分経過後、自動的に解除されます。
- ③パスワードが誤っている
 - ・「パスワードを忘れた方はこちら」からパスワードの再設定を行ってください。
※パスワード再設定に関するご案内メールは、単位団の代表メールアドレス宛に送信されます。

〔改修前〕

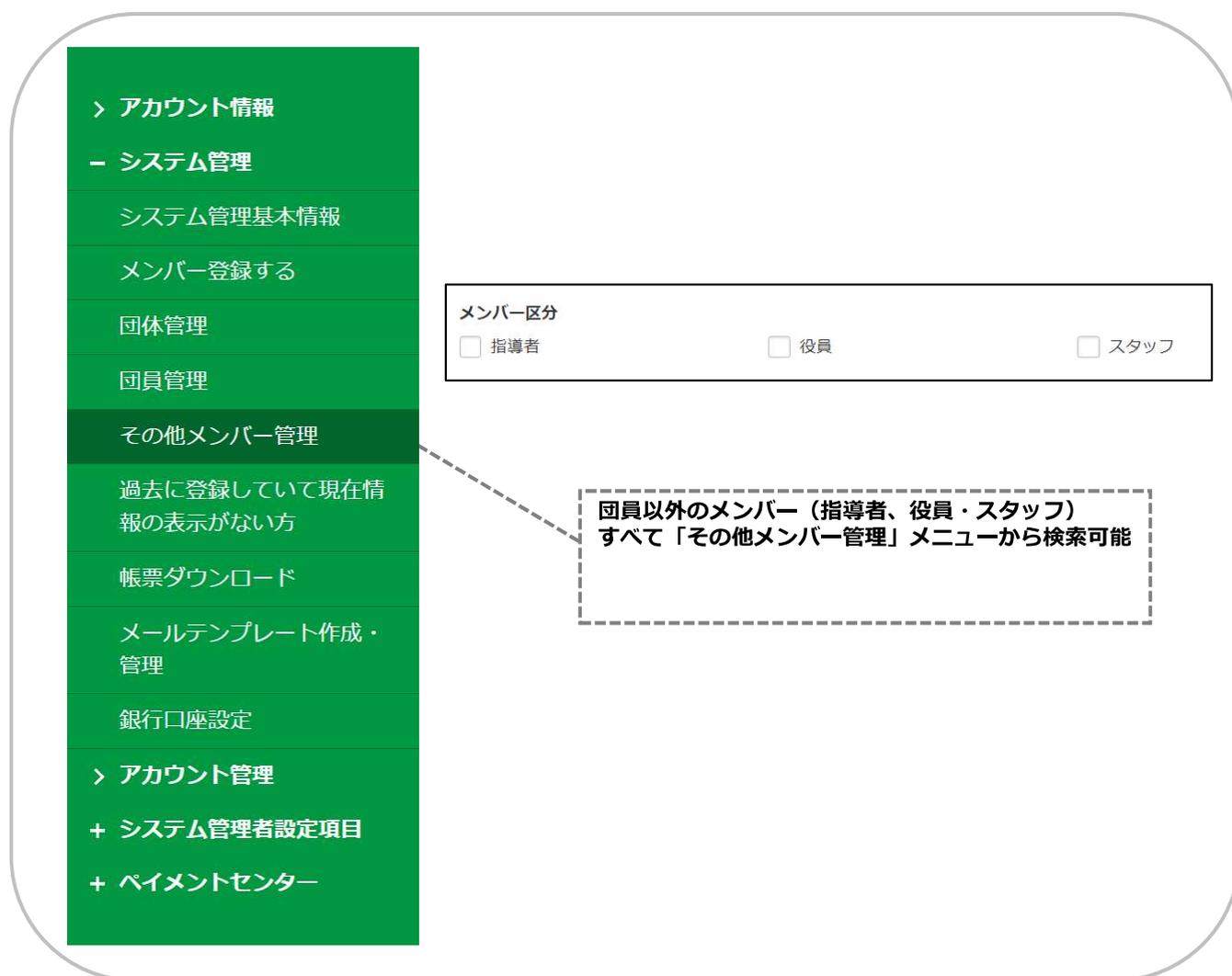
ロックを解除するためには市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団のいずれかがリセット操作をする必要



〔改修後〕

30分経過すると自動的にロック解除

22-④指導者、役員・スタッフ検索画面の変更



〔改修前〕

「指導者管理」「役員・スタッフ管理」それぞれのメニューから区分ごとに検索



〔改修後〕

「その他メンバー管理」から団員以外のすべての区分のメンバーを検索可能(区分毎のソートも可)

25-⑦⑧⑨基本情報画面への各種チェック項目の追加

基本情報 / 基本情報の登録

結成年月日 (西暦) **必須**
2024-04-11

保険加入状況 **必須**
スポーツ安全保険 (推奨)

どんなに安全性に配慮してスポーツ活動を行っていたとしても活動中の事故が起こってしまうことがあります。そのような万が一の時に備え、忘れずに保険に加入しましょう。
※日本スポーツ少年団では「傷害保険」と「賠償責任保険」がセットになっているスポーツ安全保険への加入を推奨しています。
[スポーツ安全保険はこちら](#)

スポーツ団体ガバナンスコード (一般団体向け) の遵守状況の公表 **必須**
団のHPなどで公表している

スポーツ団体ガバナンスコードは、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範として2019年度にスポーツ庁が策定しました。スポーツ少年団は「一般スポーツ 団体向け」が適用され、その内容を遵守できているかを定期的 (年1回程度) に確認し、公表することが望まれます。日本スポーツ少年団では、2027年度末までに、全国の単位スポーツ少年団における自己説明・公表率を100%にすることを目指しています。
[ガバナンスコードの自己説明・公表等の詳細はこちら](#)

「NO!スポハラ」活動への賛同 **必須**
賛同する

スポーツにおける暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶を目的として、日本スポーツ協会をはじめスポーツ統括6団体では2023年から「NO! スポハラ」活動を行っています。スポーツ・ハラスメントを根絶するためには、子どもや大人に関わらず、誰もが「NO! スポハラ」と声を上げやすい環境を作り、スポーツに関わるすべての人が、「スポハラ」はあってはならないものという価値観を持つ必要があります。
[「NO!スポハラ」活動特設サイト](#)
アスリートメッセージや特別対談、専門家によるスポハラとは、の解説動画等を公開中!

※「保険加入状況」「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」「『NO! スポハラ』活動への賛同」については、更新年度にも必ず選択回答してください。

〔改修前〕

単位団基本情報における「保険加入状況」: 有無のみ選択、
その他項目なし



〔改修後〕

「保険加入状況」の詳細、「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」の確認、「『NO! スポハラ』活動への賛同」状況について項目を設置(回答必須)。
すべて健全な団運営のために意識して整備してほしい内容となるため、毎年見直し・改善を心がけていただきたい。

令和6年度スポーツ少年団登録における登録要件

<単位団登録に必要な最低構成人数>

- ・原則として団員10名以上、指導者(18歳以上)2名以上
 - ・指導者のうち少なくとも2名以上が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること
- ※新規登録単位団のみ「スポーツ少年団の理念を学んだ者」は必置としない

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

※パターンBおよびCは、**新規登録単位団のみ適用可能**

<理念を学んだ者となる条件>

- ・ JSPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ・ 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ・ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ・ 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

<指導者登録に必要な資格>

- ・ JSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー資格を除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ・ 日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格
- ・ 日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格

※令和6年度以降、「JSPO公認スポーツリーダー」および「認定育成員資格」「認定員資格」では、スポーツ少年団へ指導者登録はできません。

<その他単位団登録にあたり必置の役割>

□指導者、役員およびスタッフの中から代表者1名の登録が必要

(複数団の代表者を兼ねることはできません。代表者と事務担当者を兼ねることは可能です。)

□指導者、役員およびスタッフの中から事務担当者1名の登録が必要

(※JSPO発刊の「Sport Japan」を2ヶ月に一度(奇数月)発送いたします。)

25-⑪指導者登録要件の検証画面への反映

■指導者登録に必要な資格

1. JSPO公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダー資格を除く） ※前年度養成講習会受講終了者を含む
2. 日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格
3. 日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格

■スポーツ少年団の理念を学んだ者となる条件

1. JSPO公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格を保有している者 ※前年度養成講習会受講終了者を含む
2. 令和元（2019）年度スポーツ少年団登録において「認定養成員資格」「認定員資格」保有者であった者
3. 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダー資格を認定され、令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
4. 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダー資格を認定され、引き続き登録を行っている者

■数字7桁の登録番号<例：123~~~~>
スタートコーチ（ジュニアユース）、競技別コーチ1~4、スポーツドクター、フィットネストレーナー、アシスタントマネージャー資格等

JSPO公認スポーツ指導者資格を持っていますか？

はい いいえ

1120000

■英数字10桁の受講番号<例：123AB~~~~>
前年度に「JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会」を受講・修了し、登録料の支払未了の方

前年度のJSPO公認スポーツ指導者資格（スタートコーチ（スポーツ少年団）含む）養成講習会を受講し、修了しましたか？

はい いいえ

受講番号を入力してください

■英数字10桁の登録番号<例：12345~~~~>
JFA公認C級コーチライセンス以上の資格

日本サッカー協会（JFA）公認指導者資格（C級以上）を持っていますか？

はい いいえ

C級以上の資格を入力してください

■数字9桁のメンバーID<例：12345~~~~>
JBA公認C級コーチライセンス以上の資格

日本バスケットボール協会（JBA）公認指導者資格（C級以上）を持っていますか？

はい いいえ

メンバーIDを入力してください

登録手順

次へ

〔改修前〕

令和5年度の指導者登録要件に基づき記載・検証項目設定



〔改修後〕

令和6年度の指導者登録要件に基づき記載・検証項目を反映。冒頭記載の「指導者登録に必要な資格」無しでは指導者区分出の登録不可

<登録(概要)>

スポーツ少年団は、メンバーシップ制をとっており、毎年、単位スポーツ少年団（以下、「単位団」）ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が必要です。

登録手続きについては、スポーツ少年団登録システム（以下、「登録システム」）を利用して行っていただきます。

1. 登録の流れ

(1) 登録申請

スポーツ少年団登録規程および同登録規程施行細則に定める登録要件を満たす単位団は、登録システム上で必要事項を入力の上、登録料の支払方法を選択し、市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行います。

※市区町村スポーツ少年団は、単位団の登録申請を取りまとめ都道府県スポーツ少年団へ、同様に都道府県スポーツ少年団は市区町村スポーツ少年団の登録申請を取りまとめ日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。併せて、市区町村および都道府県スポーツ少年団は、所属する役員・スタッフの登録を行います。

(2) 登録料の納入（クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、窓口支払、銀行振込）

市区町村スポーツ少年団にて登録内容を承認したのち、単位団は選択した支払方法に基づき、市区町村スポーツ少年団に登録料を納入します。

2. スポーツ少年団登録システム

(1) 登録システムについて

該当 URL : <https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>

スポーツ少年団登録システム

Click



(2) 登録システムの詳しい利用方法（マニュアルについて）

ログイン画面下部「マニュアル」をクリックし、ダウンロードの上、ご確認をお願いします。

「スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画」を YouTube で公開しておりますので、併せてご確認ください。

該当 URL : [スポーツ少年団登録システムに関する操作手順の動画 - YouTube](#)

3. 登録の要件について

(1) 団員

- 登録する年の4月1日現在満3歳以上
- ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとします。

(2) 指導者（→令和6（2024）年度以降の指導者登録に関する詳細はP20をご覧ください。）

- 登録する年の4月1日現在満18歳以上で、次のいずれかに該当する者
 - ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（※）（以下、「JSP0 公認資格」）等保有者（JSP0 公認スポーツリーダーを除く） ※前年度養成講習会受講修了者を含む
 - ② 公益財団法人日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有者
 - ③ 公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有者
- 役員・スタッフ
- 単位団の運営や地域との連携を図る者（主に単位団の取りまとめを担う場合は「役員」、主に育成母集団など単位団の運営やサポートを担う場合は「スタッフ」を想定）
- 市区町村・都道府県スポーツ少年団において各スポーツ組織の育成指導や事務にあたる者（本部長、副本部長、役員は「役員」、事務担当者は「スタッフ」を想定。その他市区町村・都道府県スポーツ少年団の必要に応じて「役員」または「スタッフ」として登録）

(3) 単位団 (⇒単位団登録の要件の詳細についてはP22を併せてご確認ください。)

- 原則として団員10名以上と指導者2名以上が必要(※1)
- 指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が2名以上必要

※1: 団員たちがグループとして集団活動を行うにあたり、より成果が得られるための目安として原則10名以上と定めていますが、競技種目や地域の実情により単位団登録初年度は10名未満の場合もあると思われます。登録申請時に指導者から十分事情を聞いたうえで柔軟に対処することが必要です。

[新規団]

初めてスポーツ少年団に登録する年度に限り「スポーツ少年団の理念を学んだ者」(※2)が2名未満でも登録することが可能です。しかし、新規登録初年度内に少なくとも指導者、役員およびスタッフのうち2名が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として、指導者登録ができる資格(JSP0公認スタートコーチ(ジュニア・ユース))を取得する必要があります。

[更新団] (前年度から引き続き登録する団)

少なくとも2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」(※2)である必要があります。

※2: 「スポーツ少年団の理念を学んだ者」は、上記「3. 登録の要件について (2) 指導者」に示す指導者として登録する者のうち、次のいずれかに該当する者を指します。

- ① スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ② 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ③ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ④ 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

4. 登録料について

スポーツ少年団の登録には、市区町村・都道府県スポーツ少年団で各々定めている登録料の納入が必要です。登録料は、単位団、市区町村スポーツ少年団および都道府県スポーツ少年団が登録申請を行う際に、一括して納入いただきます。

[日本スポーツ少年団への登録料]

団員: 300円(1名/年間)

指導者、役員・スタッフ: 700円(1名/年間)

※ 複数の単位団に登録する場合は、それぞれの単位団で登録料を納入いただく必要があります。

※ 単位団の指導者、役員・スタッフが、その単位団が所属する市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフを兼ねる場合は、役員・スタッフとしてさらに登録料を納める必要はありません。ただし、市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフとしてのみ登録する場合は、登録料の納入が必要となります。

5. 登録申請先・登録申請期間（期限）

区分	登録申請先	登録申請期間（期限）
単位団	所属する市区町村スポーツ少年団	原則として 4月1日～7月31日 (※1)
市区町村スポーツ少年団(※2)	所属する都道府県スポーツ少年団	～8月31日
都道府県スポーツ少年団(※3)	日本スポーツ少年団	～9月30日

※1：市区町村スポーツ少年団で独自に登録申請期間を設ける場合は、あらかじめ単位団への周知が必要です。

※2：市区町村スポーツ少年団自身の登録申請を行うとともに、市区町村スポーツ少年団に所属するすべての単位団の登録内容を取りまとめ、都道府県スポーツ少年団へ登録申請を行ってください。

※3：都道府県スポーツ少年団自身の登録申請を行うとともに、都道府県スポーツ少年団に所属するすべての市区町村スポーツ少年団および単位団の登録内容を取りまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請を行ってください。

[追加登録]

登録完了後に新たな登録者が生じた場合は、登録システムより追加登録を行ってください。

追加登録の受付期限は、日本スポーツ少年団の登録期限（9月30日）を考慮して設定してください（10月1日以降、追加登録はできません）。

6. 登録認定について

登録が完了すると、単位団、団員、指導者、役員・スタッフとして認定され、以下の登録認定時交付物品が交付されます（詳細 P23 参照）。

また、単位団、市区町村・都道府県スポーツ少年団に対しては、日本スポーツ協会発刊の情報誌「Sport Japan」が2ヶ月に一度（奇数月の10日）送付されます（送付先は、登録システムで「事務担当者」として登録されている指導者、役員またはスタッフとなります）。

なお、スポーツ少年団旗（単位団旗）は、全ての単位団が保有しなければなりません。

[登録認定資料]

内容	交付先
①団認定証	新規登録団のみ
②団認定リボン	全登録団（新規団・更新団）
③団員章（ワッペン）	全団員
④指導者章（ワッペン）	全指導者
⑤役員・スタッフ登録証（カード）	都道府県・市区町村スポーツ少年団および単位団の全役員・スタッフ

7. 登録の有効期間

登録の認定を受けた日から、その年度末日（3月31日）まで

※年度ごとに単位団、団員、指導者、役員・スタッフの登録申請が必要です。

8. 保険加入状況・ガバナンスコード遵守状況・『No! スポハラ』活動への賛同有無の確認について

令和6年度から、登録システムにおける単位団基本情報に以下の項目を追加となりました。新規設立時および年度ごとの更新登録申請時、それぞれの項目へのチェックが必要となります。

- ・ 保険加入
…保険加入の有無（種類）を選択してください。
- ・ ガバナンスコード遵守状況の公表（P44 参照）
…ガバナンスコードの遵守状況の公表について選択してください。
- ・ 『NO! スポハラ』活動への賛同（P43 参照）

…『NO！スポハラ』活動への賛同有無を選択してください。

9. 個人情報の取扱いについて

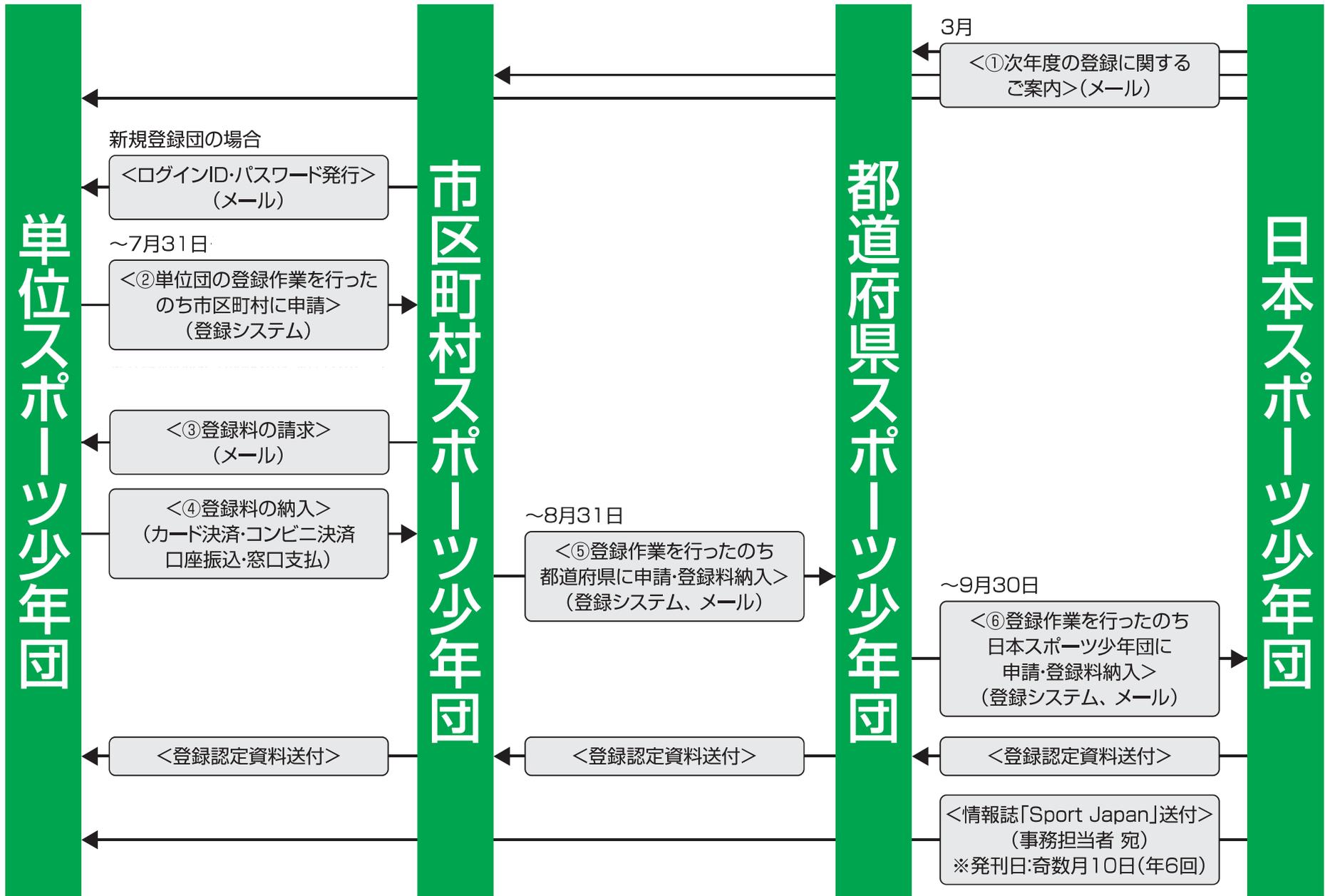
(1) 個人情報利用目的

登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」に基づき利用されます。

(2) 登録システムのログイン ID、パスワード

単位団・市区町村・都道府県スポーツ少年団に交付するログイン ID（数字 10 桁）、各団で設定するパスワードにより登録システムへのログインが可能となります。登録システムには、単位団の団員、指導者、役員・スタッフに関する個人情報が含まれます。個人情報の保護に関する法律および各団体の個人情報に関する諸規程を基に適切に取扱い、個人情報の漏えい等が発生することのないよう十分ご注意ください。

■スポーツ少年団登録の流れ



R6(2024)年度以降のスポーツ少年団指導者登録について



令和6(2024)年度以降、スポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、JSPPO公認スポーツ指導者資格(JBA・JFAのC級コーチライセンス以上を含む)の保有が完全必須となります。
「旧認定員」「旧認定育成員」「シニア・リーダー」「公認スポーツリーダー」資格のみでは「指導者」としての登録はできません。
また、スポーツ少年団(単位団)として登録するためには、少なくとも登録した「指導者」のうち2名以上が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」である必要があります。※スポーツ少年団登録初年度に限り、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」2名の登録は必須としません。ただし、翌年度には「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」2名の登録が必須となります。

<指導者登録に必要な資格>

- JSPPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー資格を除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- 日本サッカー協会(JFA)公認C 級コーチライセンス以上の資格
- 日本バスケットボール協会(JBA)公認C 級コーチライセンス以上の資格

<理念を学んだ者となる条件>

- JSPPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- 令和 2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

スタートコーチ(ジュニア・ユース)は令和5(2023)年度までスタートコーチ(スポーツ少年団)という資格名称

R6(2024)年度以降のスポーツ少年団指導者登録について



SPORT A:指導者登録が可能な者

JSPPO公認スポーツ指導者 資格保有者

[★スタートコーチ(ジュニア・ユース)
スポーツコーチングリーダー、コーチ1など]

※前年度養成講習会受講修了者を含む

JFA公認C級コーチ以上の
資格保有者

JBA公認C級コーチ以上の
資格保有者

指導者として
スポーツ少年団登録が可能

SPORT 理念を学んだ指導者

★この資格のみで「スポーツ少年団の理念を
学んだ指導者」として登録が可能

★スタートコーチ(ジュニア・ユース) 資格保有者

※前年度養成講習会受講修了者を含む

※「A:指導者登録が可能な者」はスタートコーチ
(ジュニア・ユース)資格を取得することで理念を
学んだ指導者として登録が可能となる。

A + B 両方保有する者

※「B:スポーツ少年団の理念を学んだ者」は、
右に記載の指定の資格に移行申請手続き(資格
取得)をする他に、スポーツ少年団に指導者
登録が可能な別の資格(左記載)を取得するこ
とで理念を学んだ指導者として登録が可能とな
る。

理念を学んだ指導者として
スポーツ少年団登録が可能

B:スポーツ少年団の理念を学んだ者

★スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者

※前年度養成講習会受講修了者を含む

シニア・リーダー資格登録者(2020年度以降に認
定された者で継続してスポーツ少年団に登録している者)

※スタートコーチ(ジュニア・ユース)へ移行申請手続き(本
資格を取得)すること、理念を学んだ指導者として登録が
可能。(移行手続きには取得年度から4年間の期限と18
歳以上の年齢制限がある)

(△)少年団登録の有無をとわず理念を学んだ状態は維持される

(△) 2019年度認定育成員登録者

(△) 2019年度認定員登録者

※スポーツコーチングリーダーへ移行申請手続き(本資格
を取得)することで、理念を学んだ指導者として登録が可能。

(△) 2023年度シニア・リーダー登録者(2019
年度以前にシニア・リーダーに認定された者に限る)

※2023年度までにスポーツコーチングリーダーへ移行申
請手続き(本資格を取得)をしていれば、理念を学んだ指導
者として登録が可能。

スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者
以外はスポーツ少年団へ指導者登録不可

「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」は令和5(2023)年度までスタートコーチ(スポーツ少年団)という資格名称

「スポーツコーチングリーダー」は令和5(2023)年度までコーチングアシスタントという資格名称

JSPPO公認スポーツ指導者資格の詳細については右記URL(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>)をご参照ください。

©2024 Japan Sport Association All Rights Reserved.



「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める
単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数

1. 更新登録の場合

パターン A

2. 新規登録の場合

パターン A～C

【表の見方のポイント】

以下の 2 つを満たす構成パターンをお示ししています。

(1) 「指導者」2 名以上

(2) 「スポーツ少年団の理念を学習した指導者(理念○)」2 名以上※

※ただし、新規登録単位スポーツ少年団は、(2)について 2 名以下でも登録可。

		指導者※(1)		団員
		理念○※(2)	理念×	
		18 歳以上	18 歳以上	
パ タ ー ン	A	2 名		10 名
	B	1 名	1 名	10 名
	C	0 名	2 名	10 名

※(1):指導者

登録する年の 4 月 1 日現在満 18 歳以上で、次のいずれかに該当する者

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下、「JSPO 公認資格」)保有者(JSPO 公認スポーツリーダーを除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ② 公益財団法人日本サッカー協会(JFA)公認 C 級コーチライセンス以上の資格保有者
- ③ 公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)公認 C 級コーチライセンス以上の資格保有者

※(2):理念○

同規程細則第 2 条第 4 項に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」を指す。具体的には、スポーツ少年団に指導者として登録する者のうち、次のいずれかに該当する者。

- ① JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ② 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ③ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ④ 令和 2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

<登録認定関係資料>

1. 団認定証 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
新規加入登録団に対して、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
2. 認定リボン [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
3. 団員章 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録団員人数分を交付
4. 指導者章 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録指導者人数分を交付
5. 役員・スタッフ登録証 [(日本) → 都道府県 → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録役員・スタッフ人数分を交付
市区町村から都道府県スポーツ少年団へ登録申請後、登録人数分を都道府県から市区町村へ送付
6. ジュニア・リーダー認定証と認定品 [(日本) → 都道府県 → 認定者]
ジュニア・リーダースクール実施前に必要枚数を日本スポーツ少年団に申請、スクール終了時に認定者に交付
7. シニア・リーダー認定証と認定品 [日本 → 認定者]
日本スポーツ少年団から認定者に交付

1. 団認定証



2. 認定リボン



3. 団員章



4. 指導者章



5. 役員・スタッフ登録証



6. ジュニア・リーダー認定証

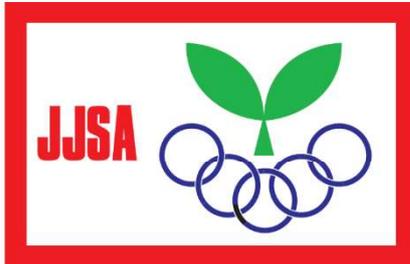


7. シニア・リーダー認定証



<日本スポーツ少年団制定団旗>

日本スポーツ少年団旗



行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

都道府県スポーツ少年団旗



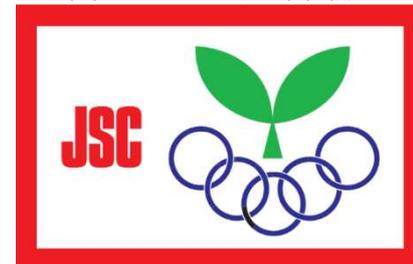
行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

市区町村スポーツ少年団旗



行進用・掲揚用 850^m/m×1250^m/m

単位スポーツ少年団旗



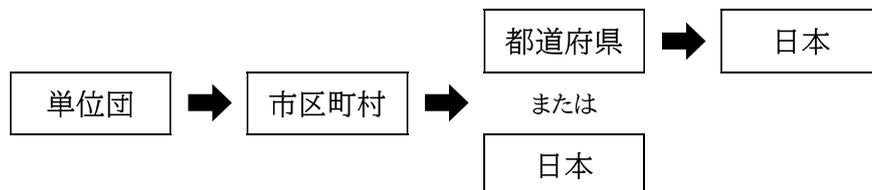
500^m/m×750^m/m

【申請(購入)方法】

(1) 新規購入(1本目の購入は、購入費補助があるため日本スポーツ少年団を通じて販売)

- 単位スポーツ少年団旗

所定の「申込書」にて日本スポーツ少年団へ申請。申請受付後、指定の送付先へ団旗および請求書等を送付。



- 市区町村スポーツ少年団旗

所定の「申込書」にて日本スポーツ少年団へ申請。申請受付後、指定の送付先へ団旗および請求書等を送付。



(2) 再購入(団旗の部品や2本目以降の購入は、指定業者にて正規価格で販売)

「単位スポーツ少年団旗」、「市区町村スポーツ少年団旗」、「都道府県スポーツ少年団旗」の再購入は、所定の「注文書」を使用し、直接、指定業者から購入。

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第6条 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

第7条 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - （1）令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - （2）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
 - （3）令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - （4）令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1** 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2** 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3** 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4** 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5** 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6** 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7** 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8** 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9** 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10** 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11** 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12** 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13** 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 14** 1. 本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 15** 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則 16** 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則 17** 1. 本細則は令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 4 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

- 附則 18** 本細則は令和 4 年 4 月 19 日に改定し、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 附則 19** 1. 本細則は令和 4 年 11 月 25 日に改定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 5 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 20** 本細則は令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第2条第5項に基づくパターン）。

スポーツ少年団登録規程施行細則に関する内規

この内規は、スポーツ少年団登録規程施行細則第 2 条第 3 項に関する事項について定める。

1. 単位スポーツ少年団の団員数が、やむを得ない理由により第 2 条第 3 項に定める人数に満たない場合、都道府県スポーツ少年団の判断により、単位スポーツ少年団の登録を認める場合がある。
2. 更新登録単位スポーツ少年団の指導者数又はスポーツ少年団の理念を学んだ指導者数が、やむを得ない理由により第 2 条第 3 項に定める人数に満たない場合、1 名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者がいる場合に限り、都道府県スポーツ少年団の判断により、単位スポーツ少年団の登録を認める場合がある。この場合、単位スポーツ少年団の代表者は、当該年度内に少なくとも 1 名をスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の修了者とする責任を負うものとする。なお、原則として本措置は当該単位スポーツ少年団に対して 1 年度限りの措置とする。
3. 本内規は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則 1 本内規は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 本内規は令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。

附則 3 本内規は令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. 養成状況

(1) 公認スポーツ指導者の種類

●スポーツ指導者基礎資格

- ・スポーツリーダー

※ 永年認定資格。2019(令和元)年度以降も認定は継続。

※ 2019(令和元)年度以降、新規養成を段階的に中止。スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会は 2019(令和元)年度をもって終了し、2021(令和3)年度からスタートコーチ(スポーツ少年団)をスポーツ少年団において養成を開始。

- ・スポーツコーチングリーダー(旧コーチングアシスタント)

※ 2020(令和2)年から養成を開始し、2024(令和6)年3月に内容を見直すとともに名称を「スポーツコーチングリーダー」に変更。

※ スポーツリーダー資格認定者で希望する者は、移行することが可能。

●競技別指導者資格

- ・スタートコーチ

※ 2019(令和元)年から養成を開始。

※ 2021(令和3)年度からスタートコーチ(スポーツ少年団)、2022(令和4)年度からスタートコーチ(教員免許状所持者)の養成を開始。

- ・コーチ1

- ・コーチ2

- ・コーチ3

- ・コーチ4

- ・教師

- ・上級教師

●メディカル・コンディショニング資格

- ・スポーツドクター

- ・スポーツデンティスト

- ・アスレティックトレーナー

- ・スポーツ栄養士

●フィットネス資格

- ・フィットネストレーナー

※ 現在、新規養成は中止。

- ・スポーツプログラマー

- ・ジュニアスポーツ指導員

●マネジメント指導者資格

- ・アシスタントマネジャー

- ・クラブマネジャー

(2) 養成講習会の実施状況

- ・ 受講形態や時間数は、資格によって異なり、原則として共通科目を日本スポーツ協会が、専門科目を各競技団体等が実施している。
- ・ 共通科目については、共通科目Ⅰは日本スポーツ協会による「オンライン講座」または各団体による「集合講習」を実施し、共通科目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは集合講習会および自宅学習となっている。
- ・ 専門科目の実施形態は、競技・資格によって異なるが、それぞれの競技・資格特性を踏まえた内容で構成されている。
 - ※ 共通科目、専門科目ともに、集合形態の他、オンライン形態（ライブ形式、オンデマンド形式等）でも実施。
- ・ 受講有効期間は、4年間とする。
 - ※ スポーツドクター：基礎科目からの受講者6年間、応用科目からの受講者3年間
 - ※ スポーツデンティスト：6年間
 - ※ アスレティックトレーナー：5年間（共通科目検定試験及び専門科目理論試験合格まで。また、専門科目実技試験は、専門科目理論試験に合格した後、受講有効期間に関らず2回まで受験することができる。）
- ・ 複数の公認スポーツ指導者資格を同時に受講することはできない。
 - ※ スタートコーチ（教員免許状所持者）養成講習会への受講申込後にスタートコーチ（スポーツ少年団）資格の取得が必要となった場合に限り、同資格養成講習会への受講申込（重複受講）が認められる。

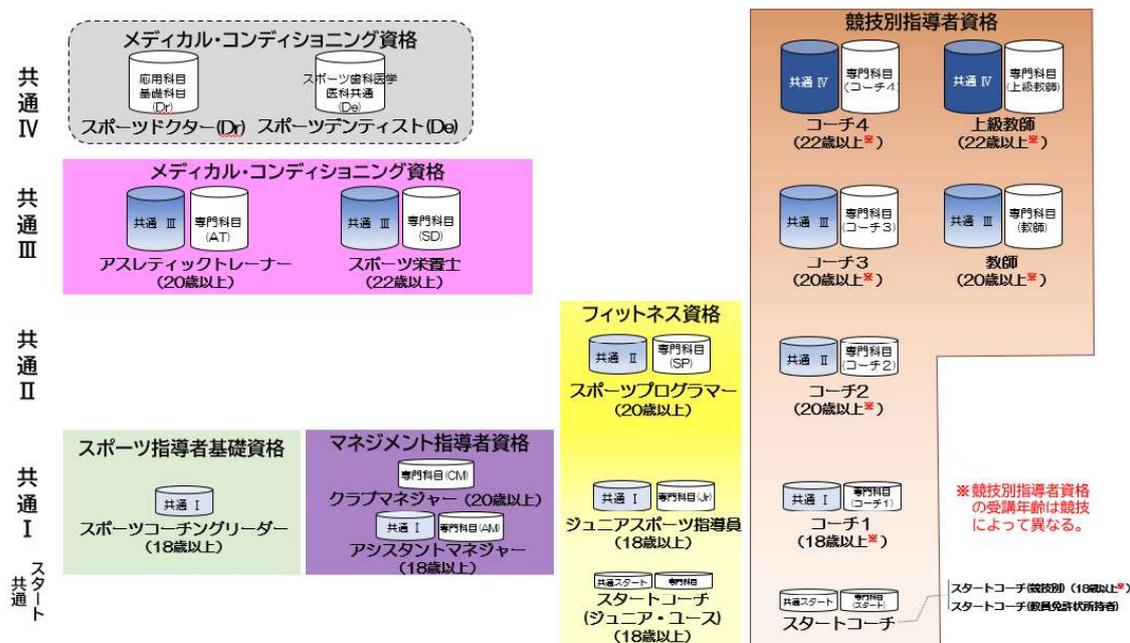
(3) 各団体における指導者養成状況

- ・ 各資格については、以下団体と連携して養成している。
 - ア. 競技別指導者養成講習会（共催：JSPO 加盟競技団体等）
 - ※ スタートコーチからコーチ4、教師、上級教師について、各競技の状況などによって養成しているため、競技によって養成資格が異なる。
 - ※ 競技・資格によって、新規養成を休止しているものがある。
 - イ. スポーツデンティスト養成講習会（共催：公益社団法人日本歯科医師会）
 - ウ. スポーツ栄養士養成講習会（共催：公益社団法人日本栄養士会）
 - エ. スポーツプログラマー養成講習会（共催：公益財団法人日本スポーツ施設協会）

(4) 養成講習会のカリキュラム

＜カリキュラム構成＞

- ・ スポーツ一般に関する共通科目と、競技または資格の専門性などに特化した専門科目で構成。
- ・ 共通科目により、すべての指導者が一定のレベルにおいて、共通知識と共通言語を持ち合わせることができ、専門科目によりさらに具体的な指導能力の向上を図ることができる。



(5) 講習・試験免除承認システム

- ・ 所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定していると指導者育成専門委員会が承認した大学 (学部・学科等)、専門学校、その他団体等を、講習・試験免除適応コースとすることができる。
- ・ 承認を受けた学校等において当該教育課程を履修した者は、卒業時に日本スポーツ協会に修了証明書の発行を申請することにより、当該資格養成講習会の受講時に、講習・試験の免除を受けることができる。

※ 2020(令和2)年度から主に以下の内容を改定

○ 共通科目コース審査要件の改定

- 2019(令和元)年度からの指導者制度改定に伴い共通科目カリキュラムが変更されたことによる対応

○ 資格を取得しやすくするための修了要件の改定

- 共通科目 I コースの解禁、在学中の修了 (登録) 申請の解禁、オンラインテストの活用等

- ・ 2024(令和6)年度現在、共通科目 I ~ III および 21 の専門科目の履修が可能。
- ・ 2023(令和5)年度の承認コースは、合計 251 (大学 215、専門学校 36)

3. 認定状況

(1) 認定者数

- ・ 養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、登録手続きが完了した者を、公認スポーツ指導者として認定する。
- ・ 資格の有効期間は認定日から4年間であり、有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6か月前までに、資格毎に定める更新研修を修了するなどの要件を満たす必要がある。

資格別認定者数一覧

2023(令和5)年10月時点

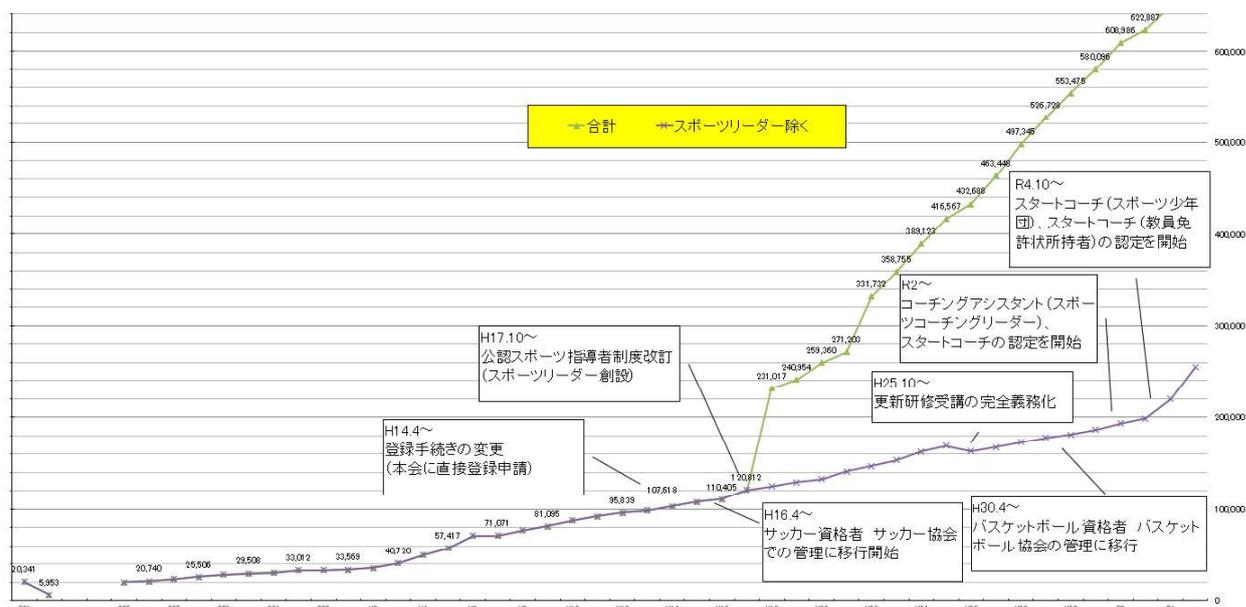
領域	資格名	2023.10.1	2022.10.1	増減
スポーツ指導者基礎資格	スポーツリーダー	433,226名	428,912名	+4,314
	コーチングアシスタント	32,538名	15,695名	+16,843
競技別指導者資格	スタートコーチ(スポーツ少年団)	18,995名	9,196名	+9,799
	スタートコーチ(教員免許状所持者)	759名	247名	+512
	スタートコーチ(競技別資格)	5,235名	2,306名	+2,929
	コーチ1	122,275名	119,500名	+2,775
	コーチ2	10,298名	10,583名	-285
	コーチ3	26,280名	24,832名	+1,448
	コーチ4	7,220名	6,977名	+243
	教師	2,624名	2,730名	-106
	上級教師	920名	982名	-62
メディカル・ コンディショニング資格	スポーツドクター	6,510名	6,309名	+201
	スポーツデンティスト	727名	667名	+60
	アスレティックトレーナー	5,298名	5,002名	+296
	スポーツ栄養士	522名	464名	+58
フィットネス資格	フィットネストレーナー	415名	418名	-3
	スポーツプログラマー	3,086名	3,137名	-51
	ジュニアスポーツ指導員	4,584名	4,453名	+131
マネジメント指導者資格	アシスタントマネジャー	5,859名	5,695名	+164
	クラブマネジャー	380名	376名	+4
旧資格	スポーツトレーナー1級	15名	17名	-2
	スポーツトレーナー2級	38名	39名	-1
合計		687,804名	648,537名	+39,267
合計(スポーツリーダーを含まない)		254,578名	219,625名	+34,953

※都道府県別・競技別詳細はコチラ ➡ <https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html>

(2) 認定者数推移

- ・ 制度創設以降、2013(平成 25)年 10 月までは常に増加傾向にあったが、2014(平成 26)年 10 月には 162,724 名(前年比 5,836 名減)となり、初めてマイナスとなった。しかし、2015(平成 27)年 10 月には増加に転じた。
- ・ 2005(平成 17)年度に、スポーツリーダー資格(永年認定)を創設。
- ・ 2020(令和 2)年度に、コーチングアシスタントとスタートコーチの認定を開始。
- ・ 2022(令和 4)年度に、スタートコーチ(スポーツ少年団)とスタートコーチ(教員免許状所持者)の認定を開始。

2023(令和 5 年 10 月時点)



(4) 指導者マイページ

- 日本スポーツ協会では 2012(平成 24)年 1 月に、公認スポーツ指導者有資格者を対象としたインターネット上のサービス「指導者マイページ」をスタートした。「指導者マイページ」では登録手続きや更新研修の参加申し込み、自身の登録状況の確認、住所変更や電子登録証の表示、公認スポーツ指導者マーク入り名刺作成が行えるほか、情報誌のバックナンバー(掲載内容の一部)の閲覧も可能となっている。
- 2019(令和元)年 3 月からは、指導者マイページの機能のひとつとして「公認スポーツ指導者マッチング」の運用を開始した。

JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成の基本方針

2024年1月

1. スポーツ少年団指導者養成の課題と今後の方針

<スタートコーチ(スポーツ少年団)の課題[令和2(2020)年度~令和5(2023)年度]>

- スタートコーチ(スポーツ少年団)は、“スポーツ少年団内のみで通用する資格ではなく、広くスポーツ界で通用する公認スポーツ指導者資格を保有すること”が望ましいとして令和2(2020)年度から養成を開始した。その特徴は、スポーツ少年団員の年齢層となるジュニア・ユース期のスポーツ活動で配慮すべき項目がカリキュラムに含まれていることにある。こうしたカリキュラムは、スポーツ少年団指導者のみならず、ジュニア・ユース期のスポーツ指導に関わるすべての人が学ぶことが期待されるが、資格の名称を「スポーツ少年団」としていることが、スポーツ少年団登録者(登録希望者)以外の受講をしにくい状況にしている。
- スポーツ少年団の指導者は保護者が担うことも多く、長期的な指導活動を想定していない場合も多い中、資格の取得に係る費用が経済的な負担であるとの声が上がっている。

<スポーツ少年団の今後の方向性>

- スポーツ少年団では「スポーツ少年団改革プラン 2022」を策定し、「日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織(統括組織)へ拡充」することを目指しており、他の地域で活動する組織・団体との連携(総合型地域スポーツクラブとの登録制度上の統合など)、NFのジュニア・ユース部門との連携などに取り組むこととしている。また、スポーツ少年団の理念・各綱領を進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章(仮)」の策定を目指している。
- スポーツ少年団が、部活動の地域移行・連携の運営団体・実施主体として期待されており、スポーツ少年団の枠を超えて地域で活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することが必要となる。

<スタートコーチ(ジュニア・ユース)の基本方針[令和6(2024)年度~]>

- スタートコーチ(スポーツ少年団)の資格名称、一部カリキュラム内容を変更することで、スポーツ少年団未登録チーム関係者や総合型クラブ関係者のような方も受講をしやすいとする。
- 受講者の負担を軽減する。
 - ・ 受講料の減額(R4 年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会受講料の平均額約3,500円、別途テキスト代2,200円)
 - ・ 時間的にコンパクトな集合講習
 - ・ オンデマンド動画教材等を活用した自宅学習
- 資格名称の変更に伴い、既に資格が認定されている者、講習会を修了している者に対して追加のカリキュラム受講や補講等を行わない。
- スポーツ少年団の「指導者」登録においては、公認スタートコーチ(スポーツ少年団)資格と同様に、公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格の取得により「理念を学んだ指導者」として登録できる。

2. 資格名称変更の取り扱い(予定)

令和 6(2024)年 4 月 1 日付の資格登録期及び令和 6(2024)年度養成講習会から、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」の資格名称を、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」に変更する。これまでスタートコーチ(スポーツ少年団)として養成・認定をしてきた方については、以下の取り扱いとする。

(1) 既にスタートコーチ(スポーツ少年団)として認定されている方(以下①②)

- ① 令和 4(2022)年度までにスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講・修了し、同資格が認定された方
- ② 令和 4(2022)年度までに、シニア・リーダーのスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講免除申請を行い、同資格が認定された方

<指導者マイページ(*)上の資格情報の表示>

2月5日(月)~15日(木)実施予定のシステムメンテナンス終了後、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」という資格名称に切り替わる。

資格情報

▶資格情報の見方

スタートコーチ(ジュニア・ユース)



資格状態 **有効**

有効期限 **2027.09.30**

更新研修 **未受講**

<カード型登録証>

- 個々の資格更新時期に合わせて、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」の資格名称が記載されているカード型登録証に切り替わる(資格更新手続き完了後、当該登録証が届く)。
- 上記の切り替えまでの期間、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」表記のカード型登録証の保有者であっても、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」認定者として扱う。
- ※ カード型登録証は、元々、希望者のみに発行している。
- ※ 個々の資格更新時期を待たずに、新資格名称が記載されたカード型登録証の再発行を希望する方は、有料での対応となる。
- ※ 指導者マイページにて表示可能な電子登録証は、2月のシステムメンテナンス終了後に新資格名称に切り替わる。

<周知>

上記内容について、JSPO から(1)の対象者に、1月31日(水)にメールにてお知らせする。

(2) これからスタートコーチ(スポーツ少年団)として認定される予定だった方(以下①②)

- ① 令和 5(2023)年度中にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講・修了し、令和 6(2024)年 10 月 1 日付登録手続き対象となる方 ※令和 4(2022)年度に同講習会を受講・修了したが、登録手続き未完了の方を含む(令和 6(2024)年 4 月 1 日付登録手続き対象者を含む)
- ② 令和 5(2023)年度に、シニア・リーダーのスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講免除申請をし、令和 6(2024)年 10 月 1 日付で同資格の登録手続き対象となる方

<指導者マイページ(*)上の資格情報の表示>

登録手続きの開始時期(令和 6(2024)年 4 月 1 日付対象者は 2 月末、同年 10 月 1 日付対象者は 7 月末)までに登録対象資格として表示される資格名称が「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」となる。

<カード型登録証>

上記資格登録手続き完了後、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」表記のカード型登録証が届く。

- ※ カード型登録証は、希望者のみに発行される。
- ※ 指導者マイページにて表示可能な電子登録証は、資格認定日以降に表示される。

<周知>

上記内容について、JSPO から(2)の対象者に、2月末または7月末から送付予定の資格登録手続きの案内(メールおよび郵送物)にてお知らせする。

(*)指導者マイページは、公認スポーツ指導者資格の取得希望者や資格保有者が、インターネット上で養成講習会の申し込みや登録情報の確認・変更、資格の登録・更新手続きを行うことができる無料のインターネットサービスのこと。

3. スタートコーチ(ジュニア・ユース)の資格・カリキュラム・養成講習会のコース設定

(1) 資格概要

資格名称:	スタートコーチ(ジュニア・ユース)
養成団体:	公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団 各都道府県体育・スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団 ※必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。ただし、委託コースに限り、経理処理の関係上市区町村スポーツ少年団への再委託は不可とする。
養成目的:	ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成する。
役割:	スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき安全で効果的な活動を提供する。
受講条件:	<ul style="list-style-type: none"> ● 満 18 歳以上(受講年度の 4 月 1 日現在) ● インターネットサービス「指導者マイページ」から申込ができる者
受講対象:	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団関係者 ● スポーツ少年団未登録スポーツチーム(民間スポーツクラブ・運動部活動指導者含む)関係者 ● 総合型クラブ関係者 など地域スポーツにおいてジュニア・ユース世代の指導活動を予定している方
カリキュラム:	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通科目スタート 15h 以上 ● 専門科目 4h 以上 ※他の JSPO 有資格者等に対してプログラムの受講免除は行わない。
講習形態:	オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※) <ul style="list-style-type: none"> ● 教材を用いた自宅学習 :9.1h 以上 ● オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験) :6.4h 以上 ● 講義総括(原則対面) :1.5h 以上 ● グループワーク(原則対面) :2.0h ※下記(3)コースの設定「講習形態」参照 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">集合学習</div>
受講料等:	<ul style="list-style-type: none"> ● 0 円(徴収しない)、または必要に応じて養成団体にて設定する。 ※下記(3)コースの設定「受講料」参照(委託コースと独自コースで対応が異なる。) <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料とは別に、1 人あたり 3,300 円が必要 ※内訳:オンライン学習利用料(1,100 円) 教材費[リファレンスブック(スタートコーチ)+専門科目テキスト=2,200 円]
受講期間:	1 年間
修了条件:	各都道府県スポーツ少年団及び JSPO において審査※を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会修了者」として認める。 ※検定試験の結果の他、受講態度が著しく悪い、「 公認スポーツ指導者育成基本方針 」「 公認スポーツ指導者育成の3つの方針(3ポリシー)と到達水準 」「 スポーツ少年団の理念 」に反する発言が見受けられるといった際は不合格とする場合がある。
登録料:	基本登録料 :10,000 円(4 年間) 初期登録手数料: 3,300 円(初回登録時のみ)
更新登録要件:	資格有効期限の 6 か月前までに、最低1回は、JSPO(都道府県スポーツ協会が実施する研修会を含む)が実施する(認める)研修を受けなければならない。

※受講者・資格保有者の管理は、従前同様、公認スポーツ指導者管理システムにて行う。

(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目カリキュラム(仮)

- スタートコーチ(スポーツ少年団)から大きく変わるものではなく、スポーツ少年団の理念の学習を、今後、日本スポーツ少年団が策定を目指している「ジュニア・ユーススポーツ憲章(仮)」の学習に置き換えるものとする(※)。

1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義(※)
(1)ジュニア・ユーススポーツの理念・意義 (2)ジュニア・ユーススポーツ組織と運営
2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導
(1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP) (3)運動適性テストⅡ
3.安全・安心なスポーツ環境の整備
(1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶

※「1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義」の具体的な内容は別添資料参照

(3) コースの設定

- 令和 6(2024)年度は国庫補助事業として実施を予定しているため、各都道府県スポーツ少年団では「委託コース」と「独自コース」のどちらかを選択し養成講習会を実施する。
- 委託コース…JSPO からの委託金にて開催する(委託金額、対象経費の内容等は別途定める)。
 - ※1 コースあたりの委託金の上限金額の設定はなし。
- 独自コース…各都道府県スポーツ少年団の自己財源にて開催する。

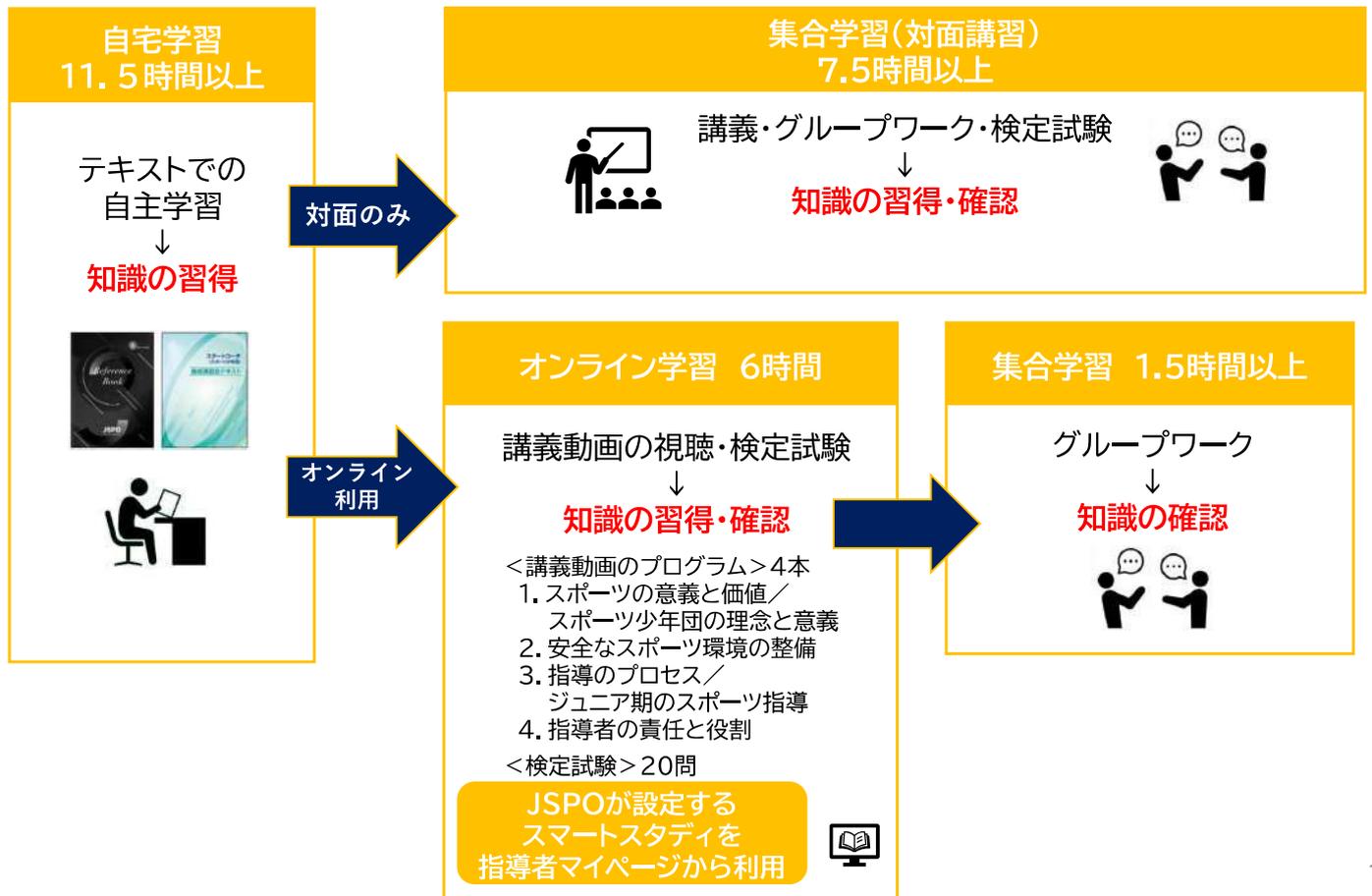
	委託コース	独自コース
コース数:	全体での実施数の上限あり	上限なし
受講対象者:	資格概要に示す者を対象として受講者の募集をする。	資格概要に示す者を対象とするが、スポーツ少年団関係者に限定して実施するなどの制限を加えることも可能。
教材費等:	オンライン学習利用料(1,100 円)+教材費*(2,200 円)=3,300 円 ※リファレンスブック(スタートコーチ)+専門科目テキスト	
受講料:	0 円(徴収しない)	各都道府県スポーツ少年団にて自由に設定
受講申込:	いずれも指導者マイページからの申込	
受講管理:	指導者管理システムにて都道府県スポーツ少年団および JSPO が管理	
各種料金 集金:	いずれも養成団体が行い、オンライン学習利用料と教材費を合算して各都道府県スポーツ少年団から JSPO へ振込	
事務手続き:	「運営マニュアル」と「委託経理処理に関する基準要項」に基づく	「運営マニュアル」に基づく
事前申請:	所定様式による実施計画書(日程、講師等)、予算書の提出が必要。JSPO で精査※ ¹ する。	不要
事後報告:	所定の様式による実施報告書(日程、講師等)、決算書、判定結果報告書の提出が必要。JSPO で精査※ ¹ する。	所定の様式による実施報告書(日程、講師等)、判定結果報告書の提出が必要(決算書の提出は不要)。JSPO で確認※ ² する。

講習形態:	<p>いずれもオンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※)</p> <p>※集合学習について 各都道府県スポーツ少年団全体で複数コースを実施する場合、そのうち1コースのみ集合学習をオンラインで実施することができる。ただしその1コースは、<u>独自コースとして実施する。</u></p> <p>(例:県内で5コースの実施を予定し、そのうちオンラインの集合学習を1コース実施したい場合⇒その1コースは独自コースとして実施し他4コースは委託または独自コースとして実施する。)</p>
-------	---

※1 予算書、決算書、証拠書類、プログラムの時間、講師、講師配置人数等を JSPO にて精査する。

※2 プログラムの時間、講師、講師配置人数等を JSPO にて確認する。

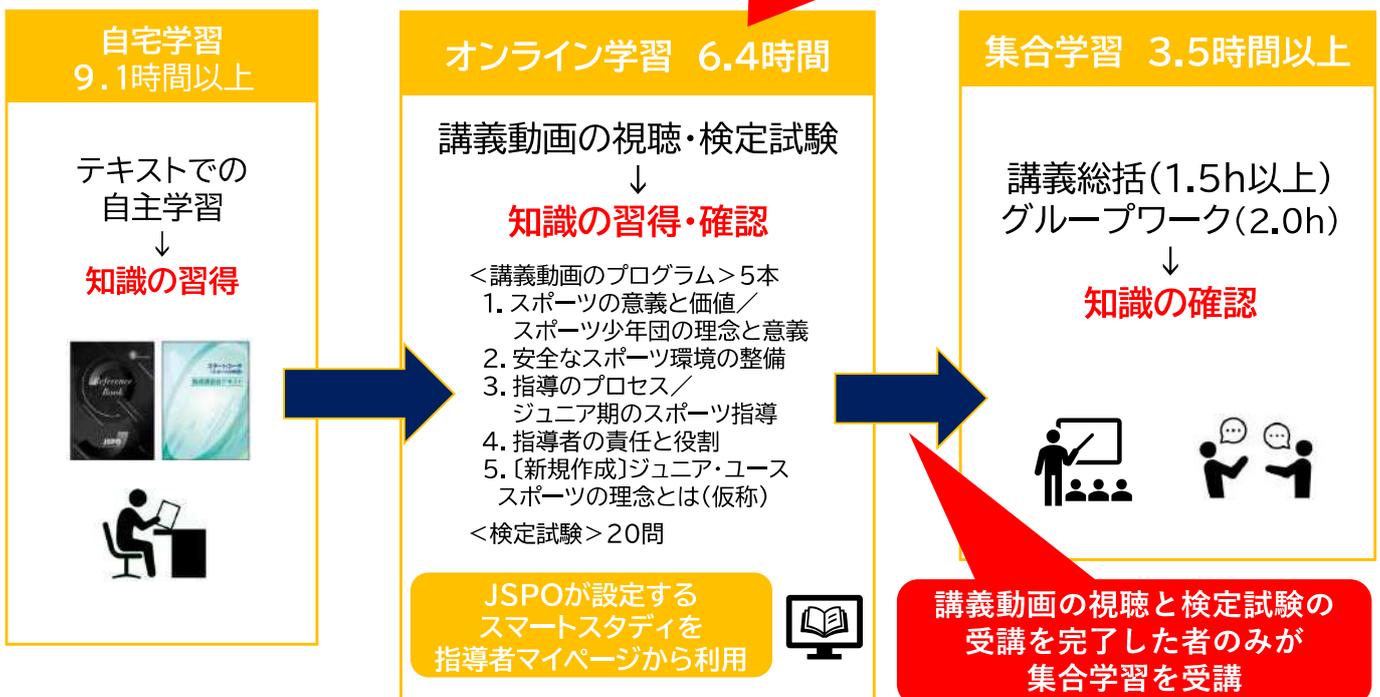
受講の流れ **現行**



1

受講の流れ **変更後案**

全受講者一律



- 講義・検定試験は(委託・独自コース問わず) 全受講者一律オンライン学習とする
- 集合学習時に講義総括を設ける(1.5時間以上)
- グループワークの時間は現行の1.5時間⇒2時間とする
- JSPO有資格者等が本養成講習会を受講する際の受講科目やグループワークの免除は行わない(これまで一部科目とグループワークの免除を都道府県にて判断が可能)

2

養成講習会日程（対面）の主な変更点（予定）

現行

※終日の研修が必要

9:00	ガイダンス【20分】
9:20	<u>スポーツの意義と価値／スポーツ少年団の理念と意義【90分】</u>
10:50	<u>安全なスポーツ環境の整備【90分】</u>
12:20	<u>昼食・休憩【60分】</u>
13:20	<u>指導のプロセス／ジュニア期のスポーツ指導【90分】</u>
14:50	<u>指導者の責任と役割【60分】</u>
15:50	グループワーク【90分】
17:20	<u>振り返り(検定試験)【30分】</u>
17:50	ガイダンス【20分】
18:10	終了

変更後案

※最短半日の研修で終了
【委託・独自コース共通】

9:00	ガイダンス【20分】
9:20	<u>講義総括【90分以上】</u> ⇒講義総括の内容や実施方法は別途定める
10:50	<u>グループワーク【120分】</u> ⇒講師の配置人数およびテーマは別途定める
12:50	ガイダンス【10分】
13:00	終了

3

養成講習会開催概要の主な変更点（予定）

	現行	変更後(2024年4月～)
開催期間	当該年度4月1日より2月28日までとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託】当該年度4月1日から1月31日までとする。 ●【独自】当該年度4月1日から2月28日までとする。
実施主体	各都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団※必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】各都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団 ※【委託・独自共通】必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。 ※【委託】経理処理の関係上市区町村スポーツ少年団への再委託は不可とする(国庫補助事業として実施を予定しているため)。
実施方法	原則対面とする。 都道府県の判断によりオンラインでの実施も認める。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※) ※各都道府県スポーツ少年団全体で複数コースを実施する場合、そのうち1コースのみ集合学習をオンラインで実施することができる。ただしその1コースは、独自コースとして実施する。
受講条件・対象者	年齢のみ設定 (受講年度4月1日時点で18歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】年齢(受講年度4月1日時点で18歳以上) ●【委託】スポーツ少年団関係者以外も幅広く受け入れる。 ●【独自】受講対象者をスポーツ少年団関係者に限定して実施するなどの制限を加えることも可能とする。
受講にかかる受講者の負担経費(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ●教材費:2,200円 ※都道府県スポーツ少年団にて取りまとめ、JSPOに支払う。 ●受講料:各都道府県にて自由に設定 ●スマートスタディ利用料:550円 ※都道府県スポーツ少年団が利用コースを取りまとめ、JSPOに支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教材費:2,200円【委託・独自共通】 ※都道府県スポーツ少年団にて取りまとめ、JSPOに支払う。 ●受講料: ※【委託】徴収しない。 ※【独自】都道府県スポーツ少年団にて自由に設定。 ●オンライン学習利用料:1,100円【委託・独自共通】 ※都道府県にて取りまとめ、JSPOに支払う。
事前申請書類	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託のみ】実施計画書(日程、講師等)、予算書 ⇒全てJSPOにて精査を行う。
事後報告書類	判定結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】判定結果報告書、実施報告書(日程、講師等)、【委託のみ】決算書 ⇒【委託】全てJSPOにて精査、【独自コース】全てJSPOにて確認を行う。
都道府県が実施するプログラム内容	<ul style="list-style-type: none"> ①講義【330分】 ②グループワーク【90分】 ③検定試験【30分】 	<ul style="list-style-type: none"> 【委託・独自共通】 ①講義総括【90分以上】 ②グループワーク【120分】

4

【New】 専門科目カリキュラムの変更（予定）

	現行	変更後(2024年4月～)[委託・独自コース共通]
カリキュラム	1.スポーツ少年団の理念と意義 (1)スポーツ少年団の理念・意義 (2)日本スポーツ少年団指導者綱領・団員綱領 2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導 (1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム (JSPO-ACP) (3)運動適性テストⅡ 3.安全・安心なスポーツ環境の整備 (1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶	1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義 (1)ジュニア・ユーススポーツの理念・意義 (2)ジュニア・ユーススポーツ組織と運営 2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導 (1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム (JSPO-ACP) (3)運動適性テストⅡ 3.安全・安心なスポーツ環境の整備 (1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶
テキスト	(共通科目)リファレンスブック スタートコーチ (専門科目)専門科目テキスト	変更なし(令和6(2024)年度限定措置、令和7(2025)年度も含まれる可能性あり) ※テキストの表紙の資格名等細かい点は事務局にて調整

「1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義」の学び

考え方	今後策定するジュニア・ユーススポーツ憲章に合わせて、カリキュラムの再編成を行う予定(令和6(2024)年度(令和7(2025)年度も含まれる可能性あり)は、テキスト・講義動画に基づきスポーツ少年団の理念・意義の学習と併せて、別に作成する以下動画の視聴により学ぶことを想定)
内容(案)	動画タイトル:「ジュニア・ユーススポーツの理念とは(仮称)」 時間:15分～20分(最大でも25分以内) 構成:[導入]ジュニア・ユーススポーツ憲章の策定に向けて ・スポーツ少年団の理念を進化させジュニア・ユーススポーツ憲章を策定することの紹介 ・スポーツ少年団の理念の他に存在するスポーツや子どもに関する方針を紹介 [本題]日本ユニセフ協会策定の「子どもの権利とスポーツの原則」の説明 [結語]まとめ ※動画作成にあたっては、日本ユニセフ協会に協力を仰ぎ、事務局にて対応する予定

5

【New】 講義総括の運営（予定）

■実施目的・・・受講者の学びをより深め、知識の定着を促進するため、オンライン学習内容の振り返りや、オンライン学習内容と実施するグループワークのテーマとのつながり等を説明する。

	変更後(2024年4月～)[委託・独自コース共通]
講師の配置	講師※ ¹ 1名以上が担当
時間	講義総括[90分以上] ※時間配分は、各都道府県スポーツ少年団と担当講師にて相談の上決定する。 (例:内容Aのみ90分/内容A60分+内容B30分/内容A80分+内容B20分)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容A(必須):グループワークへの導入[目安60分以上]※² オンライン学習内容の振り返りや、オンライン学習内容と実施するグループワークのテーマとのつながり等を説明する。 ● 内容B(任意):上記Aに加え、下記例を参考に各都道府県スポーツ少年団にて、スポーツ少年団をはじめとして子どもたちを指導する者に理解してほしいテーマを設定の上実施することも可能(講義として実施すること、事務連絡程度は不可)。 【テーマ例】 <ol style="list-style-type: none"> ① 各都道府県内のスポーツ少年団関連事業や取り組みに関する情報提供(指導者・リーダー養成、国内・国際交流事業等) ② スポーツ少年団の理念に関する補足説明 ※専門科目テキストや、スポーツ少年団に関する資料(ガイドブック等)の活用 ③ 「NO! スポハラ」活動について [https://www.japan-sports.or.jp/spohara/] ④ ワークブック「ケーススタディから考えるグッドコーチング」(講習会テキストに同封の上送付している) [https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1402.html] ⑤ 子どもの権利とスポーツの原則(ユニセフ)について [https://childinsport.jp/] ⑥ 学校部活動の地域移行・連携について ⑦ スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)について ⑧ アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)について
実施方法	各都道府県スポーツ少年団と担当講師にて相談の上決定する。 ※オンライン学習内容の振り返りや情報提供が主な目的であるため、一方向形式を基本とするが、受講者同士での意見交換の場を一部設けるなどの方法も可能。

※¹講師は「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた『コーチデベロップ(コーチ育成者)』」に該当する者が務める。

※² JSPOにて、既存の講師用教材に、受講者へ最低限伝えていただきたい観点を追加する(従前同様、都道府県スポーツ少年団を介して講師に配付)。6

グループワーク運営の主な変更点（予定）

■実施目的・・・受講者の学びをより深め、知識の定着を促進するため、
オンライン学習の内容を踏まえたテーマについてグループワークを行う。

	現行	変更後(2024年4月～)【委託・独自コース共通】
講師の配置	ファシリテーターの配置は義務付けない	<ul style="list-style-type: none"> ● ファシリテーターとして最低1名の講師※¹を必置とする。 【推奨】 受講者の支援体制を強化し、講習会の質の担保・向上を図るために、複数講師の配置をする[目安:参加者15名(5名×3グループ)に対して1名]。 <ul style="list-style-type: none"> ● 複数講師は、「※¹」に該当する者を前提とするが、人数が確保できない場合は、「※¹」に該当しない者(JSPO公認スポーツ指導者資格保有者または、日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格保有者に限る)を配置することも可能とする。
時間	グループワーク[90分]	グループワーク[120分]
テーマ	以下2つのテーマで実施する。 テーマ1:スポーツ少年団に入団する団員やその保護者は、スポーツ少年団に何を求めて入団するのでしょうか？ テーマ2:スポーツ少年団に入団する団員やその保護者がスポーツ少年団に求めることをふまえ、スポーツ少年団の指導者は、どのような役割を担うべきでしょうか？(どのような指導者になるべきでしょうか？)	以下テーマから最低2つを各都道府県スポーツ少年団で選択し実施する。 なお、1テーマにつき約60分を目安とする。 【テーマ(案)】 <ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ・ハラスメント(スポーツ現場での「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など)に頼らず、子どもたちが安全・安心にスポーツを楽しむための指導には、どのような工夫があるでしょうか？ ② スポーツ現場において勝利至上主義に陥らないために、指導者は子どもや保護者へどのようなことを伝えていけばよいでしょうか？ ③ 発育発達段階にあるジュニア・ユース世代を指導対象とする場合、指導者はどのようなことに留意する必要があるでしょうか？ ④ 保護者や地域から信頼を得る指導や組織運営を行うために、指導者はどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？ ⑤ 地域でスポーツをする子ども達やその保護者から指導者は何が求められ、どのような役割を担うべきでしょうか？(どのような指導者になるべきでしょうか？)。 ⑥ 「スポーツ少年団の理念」や「子どもの権利とスポーツの原則」を実現していくために指導者には具体的にどのような行動が必要でしょうか？(求められるでしょうか？)

※¹講師は「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた『コーチデベロップ(コーチ育成者)』に該当する者が務める。



千ス協ス少第76号
令和6年3月18日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 本城 一隆
(本部長印省略)

令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の実施希望に関する調査について（依頼）

平素より本県スポーツ少年団諸活動に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度より養成を開始したスタートコーチ（スポーツ少年団）は、スタートコーチ（ジュニア・ユース）と名称変更がされ、一部カリキュラムも変更され、養成講習会が実施されることになりました。県本部開催の他、各市町村スポーツ少年団本部での実施も可能となります。貴市町村内において多くの方が受講できるよう実施の検討をお願いいたします。

ついては、下記の通り希望調査を実施いたしますので、同封資料をご確認の上、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査内容

令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会実施希望調査

2. 調査項目

期日・開催場所・会場定員・担当インストラクター

3. 回答方法

メールにて別紙「回答用紙」を添付しお送りください。

【送付先】公益財団法人千葉県スポーツ協会 千葉県スポーツ少年団（担当：牧野）
cjsa@chiba-taikyo.jp

4. 回答期限

令和6年4月26日（金）

5. 同封資料

- (1) 令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会実施希望調査回答用紙
- (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会実施の流れ（案）
- (3) 開催要項雛型（案）
- (4) インストラクター名簿

6. 備考

- ・養成講習会運営マニュアル等の実施に係る資料やご説明については、後日改めてご案内いたします。

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人千葉県スポーツ協会 千葉県スポーツ少年団（担当：牧野）

TEL：043-254-0023

E-mail：cjsa@chiba-taikyo.jp

令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会
市町村スポーツ少年団実施の流れ（予定）

<実施の流れ（全体）>

期日	管轄	内容
4月26日まで	市町村	日程・会場・インストラクターの調整
5月中	県本部	各コースの取りまとめ・インストラクターの調整
6月中	県本部	各市町村スポーツ少年団への通知・HPへ日程等掲載
	市町村	必要に応じて市町村内関係者へ通知

<実施の流れ（コース毎）>

期日	管轄	内容
集合講習2か月半前まで	市町村→県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に係る書類の提出 (会場使用料の料金表等) ・開催要項の確認
集合講習2か月前	県本部	申込受付開始
集合講習1か月前	県本部	申込締切・受講料納入締切
集合講習1か月前	県本部	オンライン学習受講期間の開始～集合講習会の前々日まで
	県本部→市町村	受講者名簿の共有
集合講習当日	市町村→県本部	受付・事務連絡等の講習会運営業務
終了後	市町村→県本部	集合講習出席者の報告
	県本部	経費の支払い

<諸費用について>

JSP0 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会委託金経理処理基準により、**諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑務費**について、千葉県スポーツ協会が直接支払い（銀行振込）を行います。

令和6年度千葉県スポーツ少年団
スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 開催予定一覧

令和6年4月20日時点

No.	地区	開催地	期日	会場	定員	コース種別
1	本部		①令和6年11月23日(土)	スポーツ科学センター第3, 4研修室	40名	独自
			②令和6年12月15日(日)	スポーツ科学センター第1研修室	70名	独自
2	中央					
3	西					
4	東					
5	北	東庄町	調整中	東庄町公民館第1研修室	20名	委託
6	南					

<今後の流れ>

4月26日 市町村実施希望調査取りまとめ

5月中 インストラクター配置調査

6月中旬 各市町村開催通知

令和6年度千葉県スポーツ少年団
スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター名簿

地区	市町村名	インストラクター
千葉	千葉市	佐倉和明
	市原市	石川雅秀 佐々木寿明
船橋	船橋市	松井一彦 滝口洋一 北村寿
		菅澤敦 菅澤和美
	市川市	西谷健佑
	習志野市	
	八千代市	柴崎聡
東葛	浦安市	
	松戸市	村瀬繁義 山本由起子
	柏市	露木循 中島智也
	野田市	
	流山市	
	我孫子市	
	鎌ヶ谷市	有山高臣 有山源起
印旛	佐倉市	大平仁
	成田市	中村好男 平良清忠
	四街道市	
	酒々井町	
	八街市	
	富里市	高橋利行 今井忠敏 篠原清勝
		清水武
	栄町	茨城栄一
	印西市	大河原昭司
	白井市	
香取	香取市	松島由紀夫 長谷川 謹二 山岸信行
	神崎町	
	東庄町	
	多古町	
海匝	銚子市	
	旭市	
	匝瑳市	

地区	市町村名	インストラクター
山武	東金市	
	大網白里市	
	九十九里町	
	山武市	
	横芝光町	
	芝山町	
長生	茂原市	
	一宮町	
	白子町	
	長柄町	
	長南町	
	睦沢町	
	長生村	
夷隅	勝浦市	
	大多喜町	
	いすみ市	
	御宿町	
安房	館山市	松坂誠一
	鴨川市	三田勉
	鋸南町	池田勝
	南房総市	
君津	木更津市	椿原功二 重田紀元
	君津市	長嶺和男 本村雅寛 池田健司
	富津市	吉本充 石井利夫
	袖ヶ浦市	
	県本部	前浪祐吾

インストラクター再委嘱の要件

- ・委嘱期間中にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会での講師実績があり、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受ける。
- ・再委嘱研修会を受講・修了

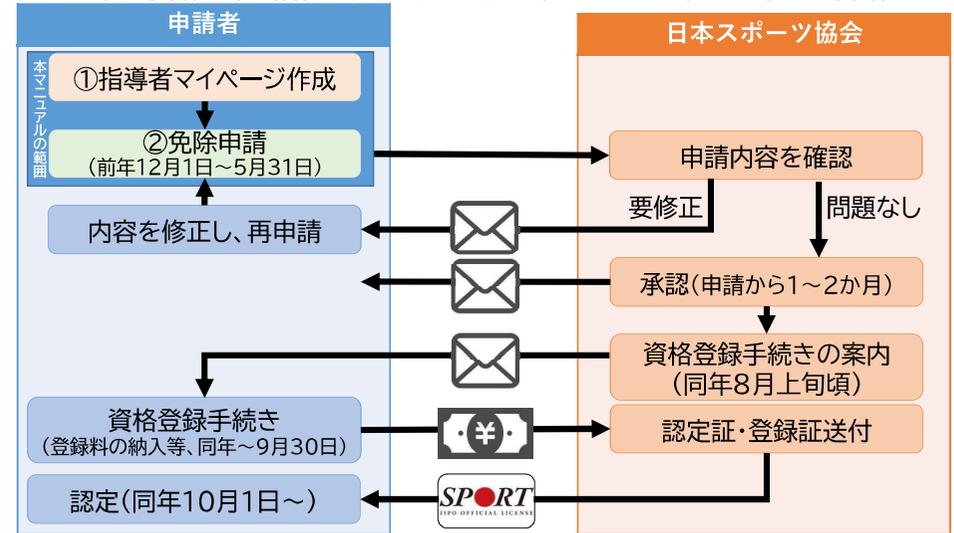
公認スポーツ指導者資格免除申請マニュアル ver.3

対象資格

- 競技別指導者資格(コーチ1・2・3、教師)
 - 共通科目免除・専門科目免除申請
- スポーツコーチングリーダー
 - 移行(免除)申請

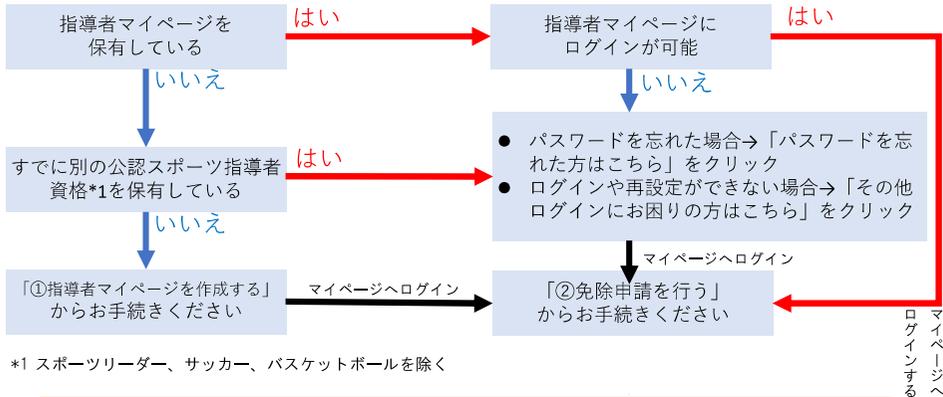
* 競技別指導者資格とスポーツコーチングリーダーの申請方法は共通です。
* スポーツコーチングリーダーは共通科目 I (スポーツリーダー等)のみで移行(免除)申請が可能です。

免除申請～資格認定までの流れ(10月1日付登録の場合)



※4月1日付登録の場合は、上記から半年ずれたスケジュールとなります(免除申請の締切は11月30日)。
※締切日までに申請をいただいた場合でも、申請内容の修正等に時間を要した場合は、資格登録が所定の時期から後ろ倒しになる場合があります。

免除申請はインターネットサービス「指導者マイページ」から行っていただく必要があります。「指導者マイページ」ログインまでの手順は以下のフローをご参照ください。



*1 スポーツリーダー、サッカー、バスケットボールを除く

- ① 指導者マイページを作成する P4~10
- ② 免除申請を行う P11~21

① 指導者マイページを作成する

① 指導者マイページのトップページにアクセスする

https://account.japan-sports.or.jp/sign_in



② 指導者マイページのログイン画面から【アカウント作成】をクリックする

※すでにアカウントを作成済みの場合は、スライド11(右上に記載)へ進んでください。



② クリック

①指導者マイページを作成する

5

- ① 登録するメールアドレスを入力する
- ② **【同意して登録手続きを行なう】**をクリックする

①指導者マイページを作成する

6

- ① 自動送信されてくるメールを開く
※ 先ほど入力したメールアドレス宛にメールが届きます
- ② メール本文のURLをクリックする

①指導者マイページを作成する

7

- ① 氏名・生年月日等の必要事項を入力する
- ② ページ下部の**【入力内容を確認する】**をクリックする

①指導者マイページを作成する

8

- ① 入力内容に間違いがないか確認する
※修正が必要であれば**【戻る】**をクリック
- ② **【この内容で登録する】**をクリックする

①指導者マイページを作成する

9

規約類を確認の上【同意する】をクリックする

①指導者マイページを作成する(作成完了)

10

登録したメールアドレス宛に届く自動送信メールを確認する



作成完了のメールが届きます

From xxx@my.japan-sports.or.jp
To sample@***.jp

〇〇様
指導者マイページの作成が完了しました。

以下URLよりご利用ください。
https://000 **クリック**
今後ご利用の際は、ログインページからメールアドレス、パスワードを入力し、ログインしてください。

※このメールの内容にお心当たりがない場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスは送信専用のため、いたいても回答できません。

②免除申請を行う(指導者マイページにログイン)

11

① 指導者マイページのトップページにアクセスする

<https://account.japan-sports.or.jp/sign in>



② 指導者マイページのログイン画面から、メールアドレス、パスワードを入力してログイン

②免除申請を行う

12

トップページメニューの「指導者ページ」をクリックする



②免除申請を行う（「指導者マイページ」メニュー選択）¹³

- ①「指導者ページ」メニューの【資格を取得する】をクリックする
※スマートフォンで操作される場合、画面上部に表示される三本線をクリックするとメニューが表示されます。
- ②【免除申請】をクリックする



②免除申請を行う（申請資格の選択）

- ① 免除申請を行う資格を検索し「資格名」をクリックする
※免除申請を行う資格はお間違いのないよう選択してください。
- ② 表示された「資格名」をクリックする

【例：「スポーツコーチングリーダー」への免除申請を選択した場合の画面】



②免除申請を行う（登録情報の確認）

- ①現在登録されている個人情報に間違いがないか確認
- ②(変更がある場合)「個人情報を編集する」をクリックする



②免除申請を行う（共通科目免除内容の入力）

- 共通科目の免除内容を入力
⇒申請内容(保有資格や書類等)によって選択する項目が異なります(以下A,B,C参照)。



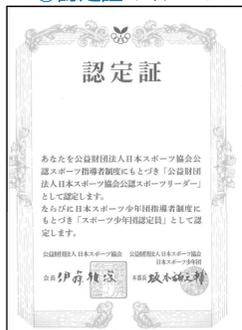
- A:別の公認スポーツ指導者資格を保有している(認定されている)方**
→ チェック部分から該当する免除理由をクリックし、保有資格名、公認スポーツ指導者登録番号、有効期限を入力してください。※添付書類(認定証等の提出)は不要です。
- B:スポーツリーダー/少年団認定員等を保有している・していた方**
→チェック部分から該当する免除理由をクリックし、保有資格の名称(「スポーツリーダー」または「少年団認定員」)を入力してください。
※「少年団認定員を保有している方」が「スポーツコーチングリーダー」へ免除申請される場合は、添付書類(認定証等の提出)に注意事項がありますので次スライドを必ずご確認ください。
- C:共通科目修了証明書取得者**
→該当する免除理由をクリックしてください。
※該当の大学(学部・学科)の卒業証明書による共通科目1の免除については、2019年11月30日までの受付をもって対応を終了いたしました。

②免除申請を行う【(注意)「少年団認定員」を保有している・していた方が「スポーツコーチングリーダー」へ免除申請される場合】¹⁷

「少年団認定員」を保有している・保有していた方が「スポーツコーチングリーダー」へ免除申請される場合、
①「スポーツ少年団認定員認定証」または②「スポーツ少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像」が必要です。

※「①スポーツ少年団認定員認定証」がお手元に無い場合は、
 「②スポーツ少年団登録システムの画面」を添付書類としてご利用ください。

<①認定証のイメージ>



<②スポーツ少年団登録システムの画面のイメージ>

個人ID	553XPSD (73800)		
氏名	体協 太郎 タロウ		
生年月日	1962-07-23	性別	47歳
性別	男	所属	
資格			
資格名	認定 (番号)	認定 (番号)	認定 (日)
認定員	48K00001		
確認状態	未確認		
種別			
認定資格	資格保有者 (SPD)認定スポーツリーダー(資格保有者)		

画像に「氏名・生年月日」と「認定員番号」が映るようにスクリーンショット等を準備してください。

※スポーツ少年団登録システムの「単位団基本情報」から氏名をクリックすると表示されます。
 ※上記システムへのアクセス(ID,パスワード)は、所属単位団の事務担当者にご確認ください。

②免除申請を行う（証明書類等の添付）¹⁹

- ①「ファイルを選択」をクリック
- ②「共通科目」・「専門科目」の免除理由として選択した資格等を証明する書類等のデータを選択する

※ 申請内容を証明する書類(証明書や登録証等)を撮影またはスキャンし、申請を行うパソコン・スマートフォン等に事前にデータとして保存しておいてください。
 ※ 2つ以上添付する場合は、「追加」をクリックし、同様に書類を添付してください。

- ③データを選択後、「確認」をクリックする

②添付するデータを選択
 (例:パソコンから申請した場合「ファイルを選択」をクリックすると、このように添付するデータを選択する画面が表示されます)

②免除申請を行う（専門科目免除内容の入力）¹⁸

● 専門科目の免除内容を入力

⇒申請内容(保有資格や書類等)によって選択する項目が異なります。
 ※「スポーツコーチングリーダー」へ免除申請する場合、専門科目欄は表示されない。

専門科目免除理由

免除対象資格 *添付書類必須

資格名

免除対象となる資格を保有している方

→免除理由からチェック部分をクリックし、保有資格の正式名称を入力してください。

※ 免除対象資格等は、以下のURLに資格ごとのPDFファイルにて公開しています。
 各資格・競技の「専門科目」欄をご覧ください。

https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html#coach_cul

②免除申請を行う（申請内容の確認）²⁰

①申請内容の確認

※内容に誤りがある場合は、「戻る」をクリックし修正してください

②間違いなければ「確認」、「登録」の順にクリックする

①間違いがないか確認

②間違いなければクリック

②免除申請を行う（申請完了）

- 申請が完了すると、トップページに申請情報が【未承認】と表示され、日本スポーツ協会からメールが送信されます。
- 内容に問題なければ【承認済】と表示され、日本スポーツ協会からメールが届きます。**※1~2か月程度、時間を要する場合があります。**
- 内容に修正の必要がある場合は、【差し戻し】と表示され、日本スポーツ協会からメールで連絡がありますので、内容をご確認の上、再申請してください。



令和6年度千葉県スポーツ少年団事業計画

令和6年4月末時点

事業名	期日	会場	備考
1. 諸会議			
(1) 委員総会	5/6(月),R7.2/22(土)	県総合スポーツセンター	
(2) 常任委員会	5/6(月),R7.2/22(土)	県総合スポーツセンター	
(3) 日本スポーツ少年団委員総会	6/1(土),R7.3/1(土)	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都)	
(4) 関東ブロックスポーツ少年大会・競技別実行委員会	6/8(土)	(栃木県)	本部長・事務担当者
(5) 都道府県事務担当者会議	4/26(金)	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都)	事務担当者
(6) 総務・事業専門部会	総務:5/6(月) 事業:未定	県総合スポーツセンター	
(7) 広報専門部会	未定	県総合スポーツセンター	
(8) 日本スポーツ少年団関東ブロック会議	R7.2月予定	(栃木県)	関東各都県本部長・指導協委員長・事務担当者
(9) 市町村事務担当者会議	5/23(木)	県総合スポーツセンター	市町村事務担当者
(10) スポーツ少年団事業説明会	R7.3/6(木)	県総合スポーツセンター	スポーツ少年団関係者
(11) 種目別専門部長会議・会計照合	R7.3/15(土)	県総合スポーツセンター	
(12) 本部長・副本部長会議	年2回程度	県スポーツ協会会議室	
2. 青少年スポーツ交流大会事業			
(1) 県種目別交流事業			
1) 千葉県スポーツ少年団競技別交流大会			
① 軟式野球(関東交流大会予選)	5/11(土)～6/16(日)	尼ヶ台野球場	
軟式野球(中学生の部)	10/20(日)～11/3(日)※予定	横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	
② ミニバスケットボール(関東交流大会予選)	決勝リーグ:6/15(土)、16(日)	キッコーマンアリーナ	
③ バレーボール(関東交流大会予選)	男女・混合全県予選:6/30(日)	種目ごと確認	
バレーボール(全国交流大会予選)	男女・混合決勝大会:7/7(日)		
バレーボール(全国交流大会予選)	男女・混合全県予選:9/23(月・祝)	種目ごと確認	
バレーボール(全国交流大会予選)	男女・混合決勝大会:9/29(日)		
④ サッカー	7/27(土)、28(日)	重兵衛スポーツフィールド中台	
⑤ ソフトボール	調整中	いすみ市立大原小学校	
⑥ 卓球	12/7(土)	柏市沼南体育館	
⑦ 剣道	12/8(日)	君津市内みのわ運動公園市民体育館	
⑧ 武道	6/2(日)	県総合スポーツセンター 武道館	
⑨ バドミントン(関東交流大会予選)	6/15(土)、16(日)	YohaSアリーナ(千葉公園総合体育館)	
⑩ 柔道	12/1(日)	八街市スポーツプラザ	
⑪ 空手道(関東交流大会予選)	前期:5/19(日),後期:9/15(日)	県総合スポーツセンター武道館	
⑫ ハンドボール	9/14(土)	富里市社会体育館	
2) 第43回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会	7/26(金)	総合開会式:日環アリーナ栃木メインアリーナ	
軟式野球	7/14(日)～15(月)	宮原野球場・栃木県総合運動公園野球場	
バレーボール	7/27(土)～28(日)	日環アリーナ栃木サブアリーナ	
ミニバスケットボール	7/27(土)～28(日)	日環アリーナ栃木メインアリーナ	
バドミントン	7/27(土)～28(日)	TKCいちごアリーナ	
空手道	7/27(土)～28(日)	栃木県立県南体育館	
3) 第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	8/1(木)～4(日)	鳥取県	
4) 第47回全国スポーツ少年団剣道交流大会	R7.3/28(金)～30(日)	大分県	県代表団体戦1チーム,個人戦中学男女各1名
5) 第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	12/27(金)～30(月)	愛媛県	県代表1チーム(女子) 関東ブロック代表1チーム(男子)
※男子は、千葉県が出場			

令和6（2024）年 千葉県スポーツ少年団活動計画

※市町村スポーツ少年団事務局向け

1. 諸会議

令和6年5月末時点

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込等	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 委員総会	①第1回：5/6（月） 第2回：R7. 2/22（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された本部委員および県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(2) 常任委員会	①第1回：5/6（月） 第2回：R7. 2/22（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接常任委員へ通知 地区選出常任委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(3) 総務・事業・広報専門部会	①総務専門部会：5/6（月） 事業専門部会：未定 広報専門部会：未定 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接各専門部員へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長により構成された各専門部員により必要に応じて会議を行う。
(4) 市町村事務担当者会議	①5/23（木） ②オンライン併用（千葉県総合スポーツセンター内） ③無 ④各市町村事務担当者が県本部へ申し込む	・各市町村スポーツ少年団事務局担当者に対し、登録業務等の事務手続きに関する説明を行う。
(5) スポーツ少年団事業説明会	①R7. 3/6（木） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村スポーツ少年団事務局及び各種目別専門部事務局担当者が県本部へ参加者を報告する	・各市町村スポーツ少年団関係者（本部長・事務担当者）、県内種目別専門部関係者（専門部長・事務担当者）を参加対象とし、日本スポーツ少年団の動向、県スポーツ少年団本部の方針等の情報共有を行うために実施する。
(6) 種目別専門部部長会議	①R7. 3/15（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各種目別専門部事務局より県本部へ参加者報告する	・県内12種目の種目別専門部関係者（専門部長・会計担当・事務担当者等）を参加対象とし、当該年度の報告と、次年度の事業計画、予算についての共有のために実施する。

2. 青少年スポーツ交流大会事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 県種目別交流大会事業 ①軟式野球 ②ミニバスケットボール ③バレーボール ④サッカー ⑤ソフトボール ⑥武道 ⑦剣道 ⑧卓球 ⑨バドミントン ⑩柔道 ⑪空手道 ⑫ハンドボール	別紙開催一覧及び各開催要項を参照。	
(2) 第43回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会総合開会式	①7/26（金） ②日環アリーナ栃木	
軟式野球	①7/14（日）～15（月） ②宮原野球場・栃木県総合運動公園野球場 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・軟式野球専門部より選出された1単位団を派遣する。

バレーボール	①7/27(土)～28(日) ②日環アリーナ栃木サブアリーナ ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団(女子)を派遣する。
ミニバスケットボール	①7/27(土)～28(日) ②日環アリーナ栃木メインアリーナ ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・ミニバスケットボール専門部より選出された男女各1単位団を派遣する。
バドミントン	①7/27(土)～28(日) ②TKCいちごアリーナ ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バドミントン専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。
空手道	①7/27(土)～28(日) ②栃木県立県南体育館 ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・空手道専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。
(3) 第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	①8/1(木)～4(日) ②鳥取県 ③5,000円(1チームあたり) ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・関東ブロック競技別交流大会においてブロック代表2チームが決定する。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・宿泊、食事は大会実行委員会負担。参加費、旅費等のその他費用は自己負担。
(4) 第47回全国スポーツ少年団剣道交流大会	①R6.3/28(金)～30(日) ②大分県 ③5,000円(1チームあたり) ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・剣道専門部より選出された団員・指導者を派遣する。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・宿泊、食事は大会実行委員会負担。参加費、旅費等のその他費用は自己負担。
(5) 第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	①12/27(金)～30(月) ②愛媛県 ③5,000円(1チームあたり) ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された女子1単位団、男子1単位団を派遣する。(男子は関東ブロック内持ち回り出場。R6は千葉県) ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・宿泊、食事は大会実行委員会負担。参加費、旅費等のその他費用は自己負担。

3. リーダー養成交歓交流事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等(税込) ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等備考
1) 千葉県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール	①10/12(土)～14(月) ②県立水郷小見川青少年自然の家 ③7,000円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ推薦する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している小学5年生以上中学生までの者で、所属市町村スポーツ少年団の推薦を受けた者。
2) 第55回関東ブロックスポーツ少年大会	①9/14(土)～16(月) ②埼玉県立名栗げんきプラザ(埼玉県) ③無料 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員15名程度を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
3) 第62回全国スポーツ少年大会(リーダーズアクション2024)	①7/27(土)～30(火) ②秋田県 ③12,000円(県本部負担) ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員5名を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
4) シニア・リーダースクール	①8/8(木)～11(日) このほかオンラインでの事前研修あり。 ②国立中央青少年交流の家(静岡県) ③22,000円(県本部半額補助あり) ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している義務教育修了者で、20歳未満のジュニア・リーダー資格を保有する者。または所定の活動単位数を満たした者。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会	①10/19(土)～20(日) ②神奈川県 ③- ④リーダーズクラブ会員より選出。	・ブロック内各都県リーダー及びリーダー育成担当者が参加。
6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	①11/10(日) ②オンライン併用開催 ③- ④-	・各都道府県リーダー代表者2名、リーダー育成担当者2名(予定)

7) 全国・シニア・関東大会の参加者への事前指導	①適宜 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・全国スポーツ少年大会、関東ブロックスポーツ少年大会、シニア・リーダーズスクールに参加する者に対して、参加者同士の顔合わせや事務連絡のために事前研修を実施する。
8) リーダーズクラブ定例会	①月1回程度 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・リーダーズクラブメンバーによる定例会議。イベント準備やリーダーのための研修事業を行う。 ・見学可。
9) 千葉県スポーツ少年団交流会	①7/14(日) ②千葉県総合スポーツセンタースポーツ科学センター多目的アリーナ ③無料 ④参加者が直接県本部へ申し込む	・ジュニア世代を対象としたレクリエーション交流事業。 ・スポーツ少年団の登録の有無に関わらず参加可とする予定。

(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業

1) 第51回日独スポーツ少年団同時交流事業(派遣)	①7/31(水)～8/15(木) ②ドイツ各地 ③25万円(団員は一人当たり5万円の補助あり) ④各市町村で参加者希望者とりまとめ県本部へ推薦する。	・詳細は実施要項を参照。 ・事前研修(オンライン)5/18(土)～19(日)あり。
2) 第51回日独スポーツ少年団同時交流事業(受入)	①7/23(火)～8/6(火) 地方分散(関東I):千葉・群馬 千葉受入期間:7/26(金)～30(火) ②千葉市 ③- ④-	・これまでの受入実績 R5:銚子市(県本部) R1:茂原市・H30:船橋市・H29:習志野市・H28:柏市・H27:成田市・H26:館山市・H25:浦安市・H24:千葉市

4. 青少年スポーツ指導者育成事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等(税込) ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等
(1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会	①9月末 ②大阪府 ③5,500円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・参加者50名程度。 ・希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会	①10月～11月[2日] ②全国5会場 ③4,400円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・参加者400名程度。 ・参加費、旅費自己負担。
(3) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会	①県本部第1:11/23(土) 県本部第2:12/15(日) その他各市町村での実施 ②コース毎確認 ③コース毎確認 ④受講希望者が指導者マイページより申し込む。	・R6より資格名称・講習形態・カリキュラムの変更あり。
(4) 母集団研修会	①4月～R7.2月 ②- ③- ④-	・県内4コース程度実施。 ・1コースにつき補助金30,000円。
(5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会	①9/28(土) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③1,000円(スポーツ少年団登録者以外は2,000円) ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・JSPQ公認スポーツ指導者資格保有者の更新研修として実施。(一部資格を除く) ・市町村スポーツ少年団独自開催も可能。
(6) 指導者協議会委員総会	①第1回:4/20(土) 第2回:R7.2/22(土) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された指導者協議会委員および県本部指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(7) 運営委員会	①第1回:4/20(土) 第2回:R7.2/22(土) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④県本部より運営委員へ直接通知 地区選出運営委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の指導者協議会運営委員および学識経験運営委員、指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。

(8) 全国スポーツ少年団指導者協議会	①6/15 (土) ②東京都 ③無料 ④-	・各都道府県指導者協議会代表1名 (スポーツ少年団の理念を学んだJSP0公認スポーツ指導者資格保有者)。
(9) 関東ブロック指導者研究協議会	①11/2 (土) ~3 (日) ②山梨県 ③13,000円※予定 ④-	・各都県スポーツ少年団指導者代表、リーダー育成担当指導者、事務担当者等が参加する。
(10) 第7回ジュニアスポーツフォーラム	①6/16 (日) ②東京都 (集合開催及びオンデマンド配信) ③1,100円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・定員300名程度 ・申込多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(11) アクティブ チャイルド プログラム 関連事業	・ JSP0-ACP研修会 ・ JSP0-ACP指導実践研修会 ・ JSP0-ACP講師講習会 ・ JSP0-ACP講師講習会受講修了者ブラッシュアップセミナー	・詳細は実施要項確認。

5. ジュニアスポーツ指導者表彰事業

事業名	備考
(1) 千葉県スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・千葉県スポーツ少年団顕彰要綱に基づき行う。
(2) 日本スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき行う

6. 普及・広報活動事業

事業名	備考
(1) 地域交流大会	・県内8地区程度実施。 ・地区単位においてスポーツ少年団活動の活発化と地域交流の促進を図ることを目的に実施する。 ・1コースにつき補助金70,000円。
(2) 地区会議	・地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行い連携を深めることを目的に実施する。 ・実施に係る費用は県本部負担。
(3) 運動適性テストII	・実施データ提供への協力。 ・詳細は日本スポーツ協会HPを参照。
(4) 広報誌「スポーツ少年ちば」	・毎年3月発行。
(5) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」	・奇数月10日発行 (年6回) ・都道府県、市町村スポーツ少年団、単位団に2冊ずつ配付。
(6) ガイドブック「スポーツ少年団とは」	・スポーツ少年団を紹介するガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(7) スポーツ少年団PRリーフレット	・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(8) 「リーダー育成マニュアル」	・ジュニア・リーダー、シニア・リーダー育成の手引書として作成。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(9) 広報活動ガイド	・JSP0ホームページにPDF版を公開。

令和6年度千葉県スポーツ少年団種目別交流大会開催一覧

No.	種目	会場・大会期日	申し込み期日	問合せ申込先
1	軟式野球 (関東大会予選)	期日:令和6年5月11日(土)～6月16日(日) 会場:尼ヶ台野球場他	令和6年4月12日	〒287-0066 香取市堀之内2112 軟式野球専門部事務局 鎌倉 徹也 携帯 090-1500-5534
	軟式野球 (中学生の部)	期日:令和6年10月20日(日)～11月3日(日)※予定 予備日:10月26日(土)、11月4日(日) 会場:横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	令和6年9月13日	E-mail:kamakura555@gmail.com 千葉県交流大会専用ホームページ: http://sposyo.nanso-baseball.com/
2	ミニバスケットボール	予選リーグ:令和6年6月8日(土)、9日(日) 会場:県内各地区小学校体育館他 決勝リーグ:令和6年6月15日(土)、16日(日) 会場:キッコーマンアリーナ(流山市民総合体育館)	令和6年5月2日	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://www.chiba-suposhou.com/ 申込先は地区ごとになっています。
3	バレーボール (関東大会予選)	男女・混合全県予選:令和6年6月30日(日) 男女・混合決勝大会:令和6年7月7日(日) 会場:開催要項にて確認	詳細は専門部へ	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://chibasv.html.xdomain.jp
	バレーボール (全国大会予選)	男女・混合全県予選:令和6年9月23日(月・祝) 男女・混合決勝大会:令和6年9月29日(日) 会場:開催要項にて確認		
4	サッカー	期日:令和6年7月28日(土)、29日(日) 会場:重兵衛スポーツフィールド中台	詳細は専門部へ	事務局 高橋 E-mail:spo.shou.soccer.jimu@gmail.com 携帯 090-5305-2515
5	ソフトボール	期日:令和6年12月中旬 会場:いすみ市立大原小学校	詳細は専門部へ	〒289-1115 八街市八街は560-14 ソフトボール専門部事務局 西野 克彦 TEL 090-2915-3298
6	武道	期日:令和6年6月2日(日) 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒260-0007 千葉市中央区祐光4-6-3 武道専門部長 五月女 重夫
7	剣道	期日:令和6年12月8日(日) 会場:内みのわ運動公園市民体育館	詳細は専門部へ	※詳細はHP開催要項をご確認ください。
8	卓球	期日:令和6年12月7日(土) 会場:柏市沼南体育館	詳細は専門部へ	〒264-0029 千葉市若葉区桜木北1-36-2 卓球専門部長 青野 光禎 TEL 090-3529-1957
9	バドミントン	期日:令和6年6月15日(土)、16日(日) 会場:YohaSアリーナ(千葉公園総合体育館)	令和6年5月14日	〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台5-2-17 バドミントン専門部長 佐倉 和明 TEL 043-256-0324(夜間)
10	柔道	期日:令和6年12月1日(日) 会場:八街市スポーツプラザ	詳細は専門部へ	〒289-1103 八街市八街に106-557 柔道専門部 事務局 熊倉 正明 TEL・FAX 043-443-9422
11	空手道	前期:令和6年5月19日(日) 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒271-0045 松戸市西馬橋相川町34 空手道専門部事務局 田嶋正一郎 TEL 090-8962-3182 FAX 047-348-4977 E-mail:stajima@ai-s.jp
		後期:令和6年9月15日(日) 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館		
12	ハンドボール	期日:令和6年9月14日(土) 会場:富里市社会体育館	詳細は専門部へ	〒286-0201 富里市日吉台6-14-10 ハンドボール専門部長 祖父江 昭治 TEL 090-3149-6663 E-mail:sobue@fujita.co.jp

●注意事項

上記申込期日は、市町村スポーツ少年団から各種目事務局への申込期日を記載しております。各単位スポーツ少年団の関係者の皆様は所属の市町村スポーツ少年団事務局へお問合せいただき、市町村への申込期日をご確認ください。

各種事業開催市町村一覧(案)

令和6年2月末現在

事業名	地区	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
地域交流大会	中央	千葉	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市(×)		市原市(×)	千葉市(×)	市原市(×)				
	西	船橋	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市(×)		船橋市(×)	船橋市					
		東葛	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	柏市	柏市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市(×)		我孫子市						
	北	印旛	酒々井町	八街市	成田市	白井市	富里市	栄町(×)	印西市	四街道市	佐倉市	酒々井町(×)		八街市(×)						
		香取	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市(×)		香取市(×)	香取市	香取市				
		海匝	旭市	旭市	旭市															
	東	山武	九十九里町	大網白里町	横芝光町	東金市	山武市	芝山町												
		長生	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	茂原市				
		夷隅	いすみ市	御宿町	大多喜町															
	南	安房	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)		館山市				
		君津	木更津市	富津市	君津市		木更津市	富津市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市(×)		君津市						
	母集団研修会	実施希望があれば、最大4市町村まで実施可能。		千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市		千葉市	千葉市	千葉市				
			茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	茂原市				
			富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市(×)		富津市	富津市	富津市				
			館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)	館山市	館山市				
									香取市											
認定員養成講習会	中央	千葉																		
	西	船橋							船橋市		船橋市									
		東葛	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市		我孫子市	松戸市					
	北	印旛			白井市	富里市	成田市	八街市			成田市									
		香取	香取市			香取市	香取市			香取市										
		海匝							旭市											
	東	山武				横芝光町														
		長生	茂原市																	
		夷隅																		
	南	安房		館山市		館山市	館山市		館山市	南房総市	館山市	館山市		館山市	館山市					
君津			木更津市		君津市			富津市						木更津市						
	本部			千葉県		千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県			県本部	県本部	県本部	県本部				
指導者研修会							香取市 船橋市	船橋市 柏市 印西市 君津市	船橋市 松戸市	船橋市 我孫子市 成田市 香取市 君津市	県本部 (船橋市) (野田市)		県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	
日独スポーツ少年団同時交流(受入)		中止	千葉市	浦安市	館山市	成田市	柏市	習志野市	船橋市	茂原市	千葉県での受け入れなし		オンライン交流	オンライン交流	銚子市(県本部)	千葉市	受入なし		受入なし	

※(×)は諸事情により中止。

令和6度千葉県スポーツ少年団地区会議

(●●地区) 実施要項

- 1 目的 千葉県内の市町村スポーツ少年団の組織の充実とスポーツ少年団活動の活性化に向けて、地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行うことで連携を深めることを目的に実施する。
- 2 主催 公益財団法人千葉県スポーツ協会千葉県スポーツ少年団
- 3 共催 ○○スポーツ少年団
- 4 期 日 令和○年○月○日(○)○○:○○~○○:○○
- 5 会 場 ○○○
〒○○○
- 6 参加者 ○○地区スポーツ少年団関係者
(○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・)
(1) 市町村スポーツ少年団本部長
(2) 市町村スポーツ少年団指導者協議会代表者
(3) 市町村スポーツ少年団事務担当者
(4) その他市町村スポーツ少年団の認めた者
- 7 内 容 (1) 各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について
(2) スポーツ少年団指導者制度改定について
(3) その他
- 8 その他 開催に係る費用については、千葉県スポーツ少年団が負担する。

地区会議開催一覧

令和3年7月22日

地区	市町村名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
中央	千葉 千葉市,市原市					
	船橋 船橋市,市川市, 習志野市,八千代市, 浦安市					
西	東葛 松戸市,柏市,野 田市,流山市,我 孫子市,鎌ヶ谷 市	日時:平成28年12月22日(水)13:30~ 会場:鎌ヶ谷市総合福祉保健センター (1)各地区・各市町村スポーツ少年団の 現状と課題について (2)日本スポーツ少年団「第9次育成5 か年計画」に対する本県スポーツ少年団 の取り組みについて				
	印旛 佐倉市,成田市, 四街道市,酒々 井町,八街市,富 里市,栄町,印西 市,白井市		日時:平成30年3月25日(日)10:00~ 会場:中台運動公園体育館 会議室 (1)県本部からの情報提供 (2)各地区・各市町村スポーツ少年団の 現状と課題について			
北	香取 香取市,神崎町, 東庄町,多古町				日時:令和2年2月22日(土)18:00~ 会場:香取市役所3階302会議室 (1)各地区・各市町村スポーツ少年団の 現状と課題について (2)スポーツ少年団指導者制度改定に ついて	
	海匝 銚子市,旭市,匝 瑛市					
	山武 東金市,大網白 里市,九十九 里町,山武市, 横芝光町,芝 山町					
東	長生 茂原市,一宮町, 白子町,長柄町, 長南町,睦沢町, 長生村					
	夷隅 勝浦市,大多喜 町,いすみ市,御 宿町					
	安房 館山市,鴨川市, 鋸南町,南房総 市					
南	君津 木更津市,君津 市,富津市,袖ヶ 浦市		日時:平成30年2月18日(日)11:15~ 会場:富津公民館 会議室 (1)県本部からの情報提供 (2)各地区・各市町村スポーツ少年団の 現状と課題について			

(発 信 番 号)
年 月 日

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 様

_____スポーツ少年団

本部長 _____

市町村スポーツ少年団役員の変更について

___年___月___日付にて、下記のとおり役員の変更がありましたので通知いたします。

記

変更役員	本部長 / 本部委員 / 指導協委員 / 専門部部員 (種目: _____)) (いずれかに○をつけてください。※複数該当する場合は全てにチェック)		
新 役 員 氏 名		旧 役 員 氏 名	
自宅住所: 〒 _____ _____			
自宅電話: _____			
自宅最寄駅名 _____ 線 _____ 駅 ※最寄駅名は必ず記入してください。			
備考			

※上記記載の個人情報については、取扱・保管を厳重にし、スポーツ少年団以外の目的で使用することはありません。

スポーツ少年団各種物品送付依頼用紙

※必ず市町村スポーツ少年団事務局からお申込みください。

年 月 日

千葉県スポーツ少年団 様

_____ スポーツ少年団

担当：_____

下記により送付願います。

記

登録証	役員・スタッフ登録証<カード>	枚
	指導者章<ワッペン>	枚
	団員章 <ワッペン>	枚
	単位団旗リボン	本
	団認定証	枚

《送付先情報》

宛名 _____

住所 〒 _____

電話 _____

※お手数ですが、この用紙に必要な事項を記入して下記までお送りください。

メール：cjsa@chiba-taikyo.jp FAX：043-254-0990

単位団旗(新規) 申込書

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。 記入日: 年 月 日

申込数	@2,200円(税込)× 本= 円	
申込者 ※申込者に該当するのは、都道府県または市区町村スポーツ少年団のみです。	団名	都/道/府/県 市/区/町/村 スポーツ少年団
	事務担当者名	
	住所	〒
	T E L	
単位団旗送付先 <input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名	
	住所	〒
	T E L	
請求書送付先 <input type="checkbox"/> 申込者に郵送 <input type="checkbox"/> 団旗送付先と同じ <input type="checkbox"/> 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住所	〒
	T E L	
支払い方法	<input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。	
納品希望日	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 月 日 までに	
必要書類	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 見積書	

※単位団の1本目の購入に対しては、購入費の補助があるため日本スポーツ少年団を通じての販売(特別価格2,200円(税込))となり、2本目以降については、指定業者((株)紅屋商店)から正規価格にて購入となります。

申込先・振込通知書提出先

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
 〒160-0013
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

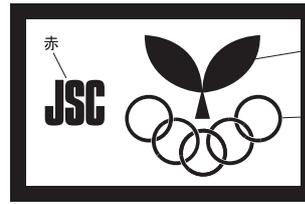
各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m
¥15,400-

〈単位団旗〉



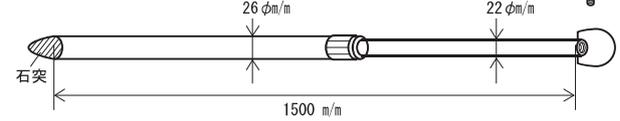
サイズ: 500 m/m × 750 m/m
生地: アクリル生地, 3色本染め仕上げ
(赤・紺・緑) ¥2,200-



〈旗竿〉
本製黒塗リ千段ネジ型
3本組 2100 m/m
¥26,400-

〈ポール〉

: 1500 m/m 伸縮2段アルミ製 ¥2,200-



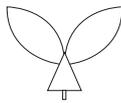
プラ玉 70φm/m ネジ式 ¥880-

〈旗立台〉 (三脚)

スチール製クロームメッキ
仕上げ 9 m/m × 850 m/m
ケース入り
¥11,000-

〈竿頭〉

真鍮製少年団マーク
¥11,550-

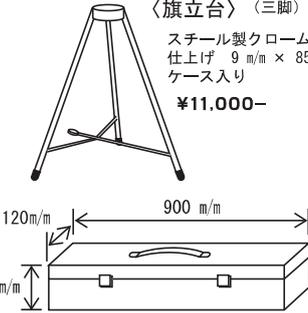
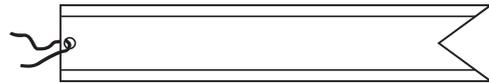


〈ケース〉 ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り
¥660-



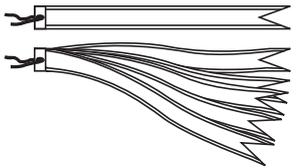
〈リボン〉

紅白 60 m/m × 420 m/m ¥154-



〈トランク〉

ビニールレザー張り
¥9,900-



〈リボン〉

5色リボン・紅白リボン 各1本
¥660-

(株)紅屋商店 〒113-0033 文京区本郷1~7~3 担当/松本・森下

☎03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉 (R5.10.1~)

品名	金額(税込)	注文数
市区町村旗	15,400.-	
竿頭	11,550.-	
旗竿	26,400.-	
旗立台	11,000.-	
トランク	9,900.-	
リボン	660.-	
※セットの場合(一式)	69,300.-	

〈単位団旗〉

品名	金額(税込)	注文数
単位団旗	2,200.-	
ポール	2,200.-	
プラ玉	880.-	
ケース	660.-	
リボン	154.-	
※セットの場合(一式)	5,500.-	

市区町村・団体名	担当者名	発注日	希望納期
住所 〒			
電話 ()			

※ 表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。

運動適性テストⅡについて

1. 運動適性テストⅡの概要

「一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の適性を評価するテスト」であり、動きの「量」の評価、「質」の評価、コンディショニングチェックの3つで構成されています。

2. 各都道府県内での普及に向けて測定結果の提供をお願いします

運動適性テストⅡの普及に向けて、本テストの「必要性」と「狙い」及び各单位スポーツ少年団がテストを実施した際には、日本スポーツ少年団宛に測定結果をご提供いただくようご周知のほどよろしく願いいたします。

運動適性テストⅡの必要性と狙い

- ① 単位団全体と団員一人ひとりの体力や運動能力の特性を知る
- ② 定期的にテストを行うことによって体力の変化を知る
- ③ テストの結果をもとに、これまでのスポーツ少年団活動を評価し、単位団および団員個人に適した今後の活動プログラムを作成すること

【詳細：運動適性テストⅡ概要／動画での紹介／データ提供方法など】



<https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>

3. 運動適性テストⅡ研修会等を実施する際に講師をご紹介します

特定の団体*1が主催者として、研修会等(内容例：運動適性テストⅡの概要、旧運動適性テストからの改定経緯、実技を含む実施方法など)を実施する際に、講師を紹介することができます。

講師のご紹介をご希望の際は以下確認事項を記載の上、本事業専用アドレスにご連絡ください。

【連絡先】

日本スポーツ協会少年団課 運動適性テストⅡ担当

運動適性テストⅡ専用アドレス：fitness-test-renewal@japan-sports.or.jp

【確認事項】

日時／場所／受講対象者(想定人数)／内容(講義・実技の詳細)／講師謝金・旅費支給想定*2

※1 都道府県／市区町村体育・スポーツ協会、都道府県／市区町村スポーツ少年団

※2 講師の諸謝金および旅費の支給は、主催団体の規程に応じてお支払いいただきます

4. 運動適性テストⅡ「級認定証(全6種)」の販売がスタートしました！

2024年4月18日(月)に『JSPO 公式オンラインストア』がオープンし、同日、グッズ販売がスタートしました。5月上旬ごろからは「級キーホルダー」も販売予定です。本テストの普及に当たり是非ご活用ください。

JSPO 公式オンラインストア：<https://jspoc-ec.jp/>



小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険



スポあんネット

インターネットでかんたん加入

保険の詳しい内容、資料の請求は、
 ホームページをご覧ください。



#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団
 #放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室
 #部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア

加入区分・掛金 (年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	A1	800円
	スポーツ活動(指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下 B 65歳以上	1,850円 1,200円
大人 (高校生以上)	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	ワイドコーポス 個人活動補償型	A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW 1,450円
		C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 64歳以下 4,850円
		B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 65歳以上 5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。 年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
 (注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和6年4月1日」を基準とします。

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 ☎ 0120-233-801
 担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和6年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIIG損保

公益財団法人スポーツ安全協会
<https://www.sportsanzen.org>

スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート

スポーツ団体が共通して遵守すべき原則・規範として、令和元年度にスポーツ庁は「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進することとしています。

その確認ツールとして「セルフチェックシート」があります。このシートはどこかの団体が内容を評価するという性格のものではなく、公表することで広く社会から評価されるということにつながります。

令和 6 年度から、少年団登録システムにおいても公表状況のチェック項目を追加しましたが、単位団設立時・登録更新時だけではなく、適切な単位団運営が行われているかを定期的に確認する目的としてぜひ本「セルフチェックシート」もご活用ください。

○JSPO ホームページ内に「単位団運営にあたってのルールづくり」という新規ページを開設しました。こちらで団規約の例や「セルフチェックシート」についてご紹介しています。

☞ [単位団運営にあたってのルールづくり-スポーツ少年団-JSPO \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

○セルフチェックシート(MicrosoftWord 様式)、スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)の本文はこちらからダウンロードができます(スポーツ庁のサイトに遷移します)。

☞ [スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>：スポーツ庁 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

○また、スポーツ少年団ガイドブックの P46-51 では記入例やポイントをご紹介します。

☞ [スポーツ少年団ガイドブック：R6guidebook-suposho-toha.pdf \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

上記「セルフチェックシート」等を用いたガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明は、定期的(年 1 回程度)に作成し、以下の方法などで公表することが望まれます。

広く公表することが難しい場合には、以下のようにステークホルダー(団員をはじめとした関係者等)へ説明できる方法で対応することも考えられます。

[対応例]

- ・単位団のホームページに掲載
- ・市区町村スポーツ少年団のホームページに所属の単位団をまとめて掲載
- ・単位団が発行する会報に掲載し関係者に配布
- ・単位団の定時総会などの関係者が出席する会議で資料を提示し説明 など

※上記の他、日本スポーツ振興センターが運営する「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用して公表することも可能です。このサイトでは様々なスポーツ団体が情報を公表しています。

☞ [スポーツガバナンスウェブサイト | SPORT GOVERNANCE WEBSITE \(jpn-sport.go.jp\)](http://jpn-sport.go.jp)

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、〇〇〇〇スポーツ少年団(以下「本団」といいます。)の運営に関する基本的な事項を定めるものです。

第2条(事務所)

本団の事務所は〇〇〇〇内に置きます。

第3条(目的)

本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とします。

第4条(活動)

本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。

- (1) 各種スポーツ活動
- (2) 体力テスト
- (3) レクリエーション活動
- (4) 文化学習活動
- (5) 他団体との交歓交流活動
- (6) 奉仕活動
- (7) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員

第5条(構成)

原則、〇〇【市・区・町・村】内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができます。

第6条(申込み)

本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。

第7条(有効期間)

本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日(3月31日まで)までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。

第8条(団の登録)

本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として〇〇【市・区・町・村】スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。又、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

第3章 育成母集団

第9条(権限)

育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。

第10条(構成)

育成母集団は、第11条に定める育成者をもって組織されます。

第11条(育成者)

- 1 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
- 2 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
- 3 保護者以外の者(過去に保護者であった者を含む)は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。

第12条(育成母集団総会の開催)

- 1 本団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。
- 2 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
- 3 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

第13条(決議要件)

育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

第14条(議事録)

- 1 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
- 2 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

第4章 役員

第15条(役員)

本団には、次の役員を置きます。

- 団長 1名
- 副団長 若干名(各学年より1名)
- 指導者 若干名
- 会計 2名
- 監事 2名

第16条(選任)

前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

第17条(任期)

- 1 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
- 2 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

第18条(権限)

- 1 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
- 3 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
- 4 会計は、本団の会計を担当します。
- 5 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

第5章 会計

第19条(会計)

本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。会費については、別に定めます。

第20条(会費)

会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には以下の費用が含まれます。

スポーツ少年団登録料〇円【〇〇県〇〇市の場合は〇〇円】

公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料〇円

第21条(会計年度)

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第22条(事業報告、計算書類の承認)

- 1 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
- 2 監事は、前項に定める事業報告および計算書類について、事前に確認の上、意見を述べるすることができます。

第6章 その他

第23条(個人情報の取扱と利用目的)

- 1 本団の活動により得られた個人情報(氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名)は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
- 2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人(未成年の場合は、保護者)の承諾なく、他の目的には利用いたしません。
 - ・スポーツ少年団登録手続き
 - ・スポーツ少年団関係の事業への参加申込
 - ・その他必要な場合(個人情報利用前に本人(未成年の場合は、保護者)に承諾を得ることとします)
- 3 前項の定めによりスポーツ少年団の登録手続きに個人情報を利用することに伴い、当該個人情報は、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に提供され、同団が定める「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」その他の規定の適用を受けることとなります。

第24条(所属団体の規定の適用)

本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】(以下総称して「所属団体」といいます。)の諸規定が適用されます。本団の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

第25条(規約の改正および解散)

- 1 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
- 2 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

附則 1. 本規約は、〇年〇月〇日より施行します。_

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

日本スポーツ協会（JSPO）では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。

当窓口では、専門相談員（弁護士）に無料で直接相談ができます。

なお、当窓口で取り扱う内容は、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による JSPO 倫理規程にて定める遵守事項違反行為等に限られます。

当窓口において取り扱える範囲外の相談内容の場合は、別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要（取扱範囲や利用方法等）は、JSPO ホームページにてご確認ください。



<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>

利用方法

家族・知人・所属チーム役員・スタッフはもちろんのこと、対象行為によって被害を受けた本人やチームメイト等子どもからの相談も受付けています。

① WEB

相談フォーム

24 時間随時受付



② 電話

03-6910-5827

毎週火・木曜日 13:00～17:00
(年末年始・祝日を除く)



公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者の処分に関する申し合わせ事項

(目的)

第1条 本申し合わせ事項は、「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」に則った本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の対応等について定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本申し合わせ事項において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者。

(2) スポーツ少年団登録者

「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ。

2 「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

(対応)

第3条 「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」第11条・第13条・第21条により、加盟都道府県体育・スポーツ協会が担う事実調査の対応及び報告等について迅速に実施する。

2 事実調査は、以下の事項について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 調査対象事実

(3) 現時点で存する証拠

3 事実調査の報告は以下の項目について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 処分内容に関する意見

(3) 調査対象事実に関する調査結果

(4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果

(5) 証拠

4 事実調査にあたり、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等が協力し、迅速に調査・報告を行うこととする。

(所管委員会)

第4条 本申し合わせ事項に関する事柄は、本協会倫理委員会（総合企画・財務委員会）にて処理する。

(違反行為の防止)

第5条 県内のスポーツ団体・指導者の健全なスポーツ活動の推進のため、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等で連携・協力して違反行為の防止についての取組を行う。

(その他)

第6条 本申し合わせ事項の実施に関し必要な事項及び変更は、理事会の決議により行う。

附則 本申し合わせ事項は、令和5年3月24日から施行する

「NO！スポハラ」活動



昨今、スポーツの現場において、暴力、暴言、各種ハラスメント等の不適切行為が大きな社会問題として取り上げられています。こうした不適切行為の根絶を目的として、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の6団体が主催となり、2023年4月25日から「NO！スポハラ」活動を開始しました。

10年前に「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択してからこれまでのあいだ、特に指導者に対して不適切行為を予防するための取組を行ってきましたが、不適切行為を根絶するためには、指導者へのアプローチだけではなく、子ども・大人に関わらず、誰もが「NO！スポハラ」と声を上げやすい環境を作る必要があると考えています。

スポーツに関わるすべての人が、「スポハラ」はあってはならないもの、だめなものという価値観を持ってもらうため、主催6団体はスポハラについて関心を持ってもらうために必要な情報発信やイベントを実施しています。また、情報発信の一環として、「NO！スポハラ」活動特設サイトを開設し、スポハラについて関心を持ってもらうための情報を公開しているほか、誰でも使用いただけるポスターデータやロゴデータを展開しています。「NO！スポハラ」活動の周知のため、少年団関係者の皆様もぜひご活用ください。

「NO！スポハラ」活動特設サイト▶



ガイドブック「スポーツ少年団とは」

令和6(2024)年1月26日発行

発行／公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

TEL：03-6910-5814

スポーツ少年団組織外の方が、本誌内容を転載される場合は、あらかじめ連絡のうえ了解を得てください。また、各種最新の情報はHPをご確認ください。

市町村スポーツ少年団 事務局一覧(令和6年3月末時点)

地区	市町村名	〒	住所	住所2	電話番号	FAX番号		
中央	千葉市	260-0025	千葉市中央区問屋町1-20	公益財団法人千葉市スポーツ協会内	043-238-2380	043-203-8936		
	市原市	290-0051	千葉県市原市君塚5-12-5	市原市スポーツ少年団事務局 富澤良一	0436-23-1893	0436-23-1893		
西	船橋	船橋市	274-0063	船橋市習志野台2-73-19	船橋市スポーツ少年団事務局 北村 寿	047-461-5474	047-461-5474	
		市川市	272-0827	市川市国府台1-6-4	市川市スポーツ課(国府台スポーツセンター内)	047-318-2013	047-318-2014	
		習志野市	275-0021	習志野市袖ヶ浦5-1-1	(公財)習志野市スポーツ振興協会内	047-452-4380	047-452-4480	
		八千代市	276-0045	八千代市大和田138-2	八千代市教育委員会文化・スポーツ課	047-481-0305	047-486-4199	
		浦安市	279-8501	浦安市猫実1-1-1	浦安市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課	047-712-6819	047-351-5494	
	東葛	松戸市	271-0064	松戸市上本郷4434	松戸運動公園内(一財)松戸市スポーツ協会	047-369-2030	047-710-6718	
		柏市	277-0856	柏市新富町1-2-41-109	柏市スポーツ少年団事務局 石井 健	080-2560-7794		
北	印旛	野田市	278-8550	野田市鶴泰7-1	野田市役所自然経済推進部スポーツ推進課内	04-7123-1367	04-7122-1558	
		流山市	277-0884	柏市みどり台2-12-3	流山市スポーツ少年団事務局 吉開 幹大	090-8108-7252		
		我孫子市	270-1166	我孫子市我孫子1684	我孫子市教育委員会文化スポーツ課内	04-7185-1604	04-7185-1760	
		鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	鎌ヶ谷市教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課内	047-445-1531	047-445-1100	
		佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町97	佐倉市役所生涯スポーツ課内	043-484-6742	043-484-1677	
		成田市	286-8585	成田市花崎町760	成田市シティプロモーション部スポーツ振興課	0476-20-1584	0476-22-4494	
		四街道市	284-0003	四街道市鹿渡2001-10	四街道市教育委員会スポーツ青少年課	043-424-8926	043-424-8923	
香取	酒々井	酒々井町	285-0922	印旛郡酒々井町中央台4-10-1	酒々井町教育委員会生涯学習課	043-496-5334	043-496-5323	
		八街市	289-1143	八街市八街い84-10	八街市スポーツプラザ内	043-443-1465	043-443-8005	
		富里市	286-0221	富里市七栄652-268	富里市教育委員会生涯学習課	0476-92-1597	0476-93-9640	
		栄町	270-1516	印旛郡栄町安食938-1	栄町教育委員会生涯学習課スポーツ振興班	0476-95-1112	0476-95-9500	
		印西市	270-1367	印西市浦部275松山下公園総合体育館	印西市健康子ども部スポーツ振興課内	0476-42-8417	0476-42-8427	
		白井市	270-1492	白井市復1123	白井市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係内	047-492-1111	047-492-6377	
		海匝	香取	香取市	287-8501	香取市佐原口2127	香取市教育委員会生涯学習課内	0478-50-1221
神崎町	289-0221			香取郡神崎町神崎本宿96	神崎町教育委員会内	0478-72-1601	0478-70-1150	
東庄町	289-0601			香取郡東庄町笹川い4713-11	東庄町教育委員会教育課	0478-86-0064	0478-86-3454	
多古町	289-2241			香取郡多古町多古2855多古町コミュニティプラザ内	多古町教育委員会生涯学習課社会体育係	0479-76-7811	0479-76-7813	
山武	鉾	鉾子市	288-0031	鉾子市前宿町1140	鉾子市体育館内	0479-24-9559	0479-24-9558	
		旭市	289-2595	旭市ニ2132	旭市教育委員会体育振興課内	0479-64-1132	0479-62-5855	
		匝瑳市	289-2141	匝瑳市八日市場ハ793-1	匝瑳市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班内	0479-73-0097	0479-73-0015	
		東金市	283-8511	東金市東岩崎1-1	東金市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係内	0475-50-1189	0475-50-1294	
		大網白里市	299-3265	大網白里市上貝塚160	大網白里市教育委員会生涯学習課スポーツ振興室内	0475-72-5708	0475-72-0436	
東	長生	九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099	九十九里町教育委員会	0475-70-3193	0475-76-7423	
		山武市	289-1345	山武市渡辺262-1	成東中央公民館内	0475-80-1461	0475-82-2058	
		横芝光町	289-1727	山武郡横芝光町宮川11907-2	横芝光町教育委員会社会文化課内	0479-84-1358	0479-84-2877	
		芝山町	289-1624	山武郡芝山町小池973	芝山町教育委員会教育課社会教育係内	0479-77-1861	0479-77-1950	
		茂原市	297-0020	茂原市高師2165番地	茂原市市民体育館内	0475-23-2811	0475-25-9351	
	夷隅	長生	一宮町	299-4301	長生郡一宮町一宮2461	一宮町教育委員会教育課内	0475-42-1416	0475-42-1424
			白子町	299-4292	長生郡白子町関5038-1	白子町教育委員会生涯学習課	0475-33-2144	0475-33-7461
			長柄町	297-0218	長生郡長柄町桜谷690	長柄町教育委員会生涯学習課	0475-35-3242	0475-35-5095
			長南町	297-0121	長生郡長南町長南2072	長南町B&G海洋センター	0475-46-2860	0475-46-2860
			睦沢町	299-4413	長生郡睦沢町上之郷1565	睦沢町総合運動公園内	0475-44-5211	0475-44-5228
南	安房	長生村	299-4336	長生郡長生村岩沼2119	長生村教育委員会生涯学習課	0475-32-5100	0475-32-5199	
		勝浦市	299-5292	勝浦市新官1343-1	勝浦市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係内	0470-73-6613	0470-73-9066	
		大多喜町	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	大多喜町B&G海洋センター内	0470-82-2462	0470-82-4526	
		いすみ市	298-8501	いすみ市大原7400-1	いすみ市教育委員会生涯学習課内	0470-62-2811	0470-62-2836	
南	安房	御宿町	299-5102	夷隅郡御宿町久保2200	御宿町公民館内	0470-68-2947	0470-68-7130	
		館山市	294-8601	館山市北条1145-1	館山市教育委員会教育部スポーツ課	0470-22-3696	0470-23-3115	
		鴨川市	296-0014	鴨川市太尾866-1	鴨川市建設経済部スポーツ振興課	04-7093-5111	04-7093-5112	
		鋸南町	299-2118	安房郡鋸南町竜島1111-6	鋸南町B&G海洋センター	0470-55-4411	0470-55-4450	
	君津	南房総市	299-2592	南房総市岩糸2489	南房総市教育委員会生涯学習課内	0470-46-2964	0470-46-4059	
		木更津市	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	木更津市健康子ども部スポーツ振興課	0438-23-5319	0438-25-3991	
		君津市	299-1192	君津市久保2-13-1	君津市健康子ども部スポーツ推進課内	0439-56-1698	0439-56-1629	
南	君津	富津市	293-8506	富津市下飯野2443	富津市教育委員会生涯学習課内	0439-80-1344	0439-80-1353	
		袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課	0438-62-3791	0438-63-9680	